

# 昭和恐慌期の小作争議状況

庄 司 俊 作

## 目次

- 一、問題提起
- 二、論点整理
- 三、分 析
  - (一) 争議発生地域区分に関する若干の理論的問題
  - (二) 争議発生状況の地域区分
  - (三) ま と め
- 四、総括と展望

## 一 問 題 提 起

最近の小作争議研究において焦点化している一つの問題は、昭和恐慌期の小作争議の性格をいかに理解するかという点にある。それは、昭和恐慌を契機とする国家独占資本主義への本格的移行、とりわけそれがファシズムという国

民支配の形態を必要とした条件を、農村における現実の階級対抗の展開に即して確定していかうとする問題意識に根ざしたものといいたい。こうした問題意識自体は疑問の余地なく正当なものである。ところが、従来の議論をみると、その問題意識から正しい方向で問題がたてられているとはどうも思われない。昭和恐慌期の小作争議を検討するにあたっては、以下の二つの問題がまず念頭におかれるべきである、と筆者は考える。

〔一〕 第一に、昭和恐慌期に先鋭化したとされる体制的「危機」を具体的にいかなる内容のものとして理解するかという問題である。いうまでもなく、「危機」というのは、経済的・政治的・社会的要因が複雑にからみあったものであり、単純に階級対抗の展開状況だけから説明しようとするには方法的な無理がある。従って、それは厳密にいえば、「危機」の現実的基礎をいかに理解するかという程度の意味であるが、かかる留保をつけたいうえでさらに留意されるべきは、その「危機」というのは、単に国独資段階への移行の契機となったのみならず、国家の国民支配が戦争と強権的管理<sub>1</sub>組織化を主軸とするフアッシュヨ形態をとらざるを得なかつたほど、先鋭化していたこと、この問題をどのように理解するかということである。

この点をもう少し具体的にいえば次の如くである。小作法・小作組合法の企図、小作調停制度の創設、自創事業・産業組合政策の展開など、一九二〇年代にやつぎばやに登場した一連の農業施策には、先取りに国独資段階の政策の特徴が具現していたといいたい。それは、小作法・小作組合法の流産に象徴されているように、当該期における階級対抗の展開に対して十全な政策的効果をもつものではなかつたが、それでもある程度「下から」の運動を前提として、その要求を可及的にくみとる方向で農民層の体制内化を実現しようとしていた。また、単にそうしたいわゆる「民主化」の方向だけでなく、小作調停による集団的な地主小作関係の創出<sub>2</sub>（国独資段階への端緒的移行を示す決定的

指標、あるいは産業組合の拡充などを通して農村・農民の組織化がめざされていたのである。

これに対して、三〇年代前半<sup>1)</sup>昭恐恐慌期における国家の農民支配のあり方はどうであったか。三一年に小作法案が貴族院で流産した後、実質的な土地政策の企画・展開は全くみられなくなる。さらに、法運用と小作官の啓蒙・指導によって小作法的秩序の定着をめざしていたはずの小作調停制度にしても、折から激化した土地争議に直面して争議の解決にすら難渋し、はては「地主的」方向に修正されざるをえなくなった。<sup>2)</sup>

かかる農民支配の困難化<sup>3)</sup>「危機」深化のもとで、国家が採った「危機」回避策は次の三つであった。まず第一に、国家はますます争議に対する介入を深めていった。しかもそれは、暴力装置<sup>4)</sup>警察・軍隊を動員するという質的変化を伴っていた。この国家の調停介入、とりわけ警察・軍隊のそれが、一般的に、地主勢力が強い東北・北陸・関東などの後進地域で、従ってむしろ地主の譲歩をより強く迫ったかたちで機能していたとはいっても、反面でそうした調停は、階級対抗を官憲用語でいう「紛議」レベルにおし止め「争議」化させない方向、つまり文字どおり争議を未然に防止するという方向で機能することが多く、目的もまたそこにおかれていた。法制度的には不可能であってもある程度の争議を前提として事実上地主小作関係の改変を実現しようとしていた、二〇年代の国家の争議に対する対応に比べると、それは明らかに方向の転換を意味していた。<sup>3)</sup>

こうした農民支配の強権化<sup>5)</sup>反動化は、しかし一方で農民層に対する懐柔策で支えられない限りとうてい体制的に許容されるものではない。いや、この事態をより正確に言えば、以上のように国家の統治機能が「麻痺」したからこそ、「小農保護」を標榜した、しかし直接地主小作関係には絶対ふれないことを原則とした一連の恐慌対策、さらには流通過程からの農村・農民の組織化を大々的に推進することが必要となった、というべきであろう。昭和恐慌期を

特徴づける第二の施策、経済更生運動・産業組合拡充運動などはかかる位置づけのもとに理解すべきなのである。こうした施策によってある程度階級矛盾の緩和、争議の防止を実現しえたかもしれない。けれどもそれは、「危機」に對する国家の政策的対応としては次々善の政策以上のものではなかった。こうした政策のゆきずまりが一つの要因となつて、危機回避策として唯一残された侵略戦争体制への本格的突入が必然化したわけである。

以上のように、同じく体制的「危機」とはいつても、二〇年代と三〇年代のその間には次元的ともいえる相違があった(従つて、当然国家の政策的介入の程度も違ふ)。昭和恐慌を画期とするこゝろした「危機」深化の内実を、階級対抗の展開に即して明らかにすること、ここに昭和恐慌期の小作争議研究の第一の課題がある。もちろん、こうしたことは、ここであらためて述べるまでもなくこれまでの研究でも十分意識されてきた。ところが、後述するように、卒直にいえば、それらにあつては、「危機」理解がひどく曖昧なことともからんで、全く的是ずれの議論がなされたきたように思われるのである。

〔二〕 第二の問題は、第一の課題が支配する側の問題とすれば、逆に支配される側に関連したことがらである。いうまでもなく、国家の国民支配というものは、いかなる形態にしろ支配される側の一定の同調・支持なしには成り立ちうるものではない。昭和恐慌期の状況をこゝろした観点からみると、国家の統治機能が「麻痺」し、争議に介入しても前後の時期に比べるとより強く地主的利害をくみとらざるをえなくなつており、その意味で農民層の同調・支持を獲得することがひどく困難化した時期であつたといえる。体制の変革を目ざす動きが現実化していなくても、それ自体支配階級に鋭い危機感を抱かせるものである。ところが、その後の歴史の推移をみると、経済更生運動などの一連の恐慌対策、加えて産業組合政策を軸とする農村・農民の組織化が全体としてはままと効を奏し、あげくに農民層は

第1表 共同作業場の普及状況

年次	総数	経営主体				
		農家小組合	産業組合	農会	市町村	その他
1931	11,026	7,531	1,471	502	226	1,296
33	17,559	13,042	2,330	620	135	1,432
35	19,611	12,846	3,287	741	507	2,230
37	25,419	16,074	4,405	860	953	3,244

(注) 農林省農務局『農業用器具並共同作業場普及状況調査』(各年度)より作成。

侵略戦争体制に駆り出されていったのである。昭和恐慌期は、一面ではこうした農民支配のあり方が軌道づけられる時期でもあった。ではなぜ、農民層はかくも従順で無力であったのか。昭和恐慌期の小作争議研究は、国家のかような農民支配を可能にした社会的条件を明確化することにも課題がありそうである。

具体的に述べよう。第1表を参照されたい。同表は、農家の共同作業場の年次別推移を経営主体別にみたものである。これからまず指摘したいことは、昭和恐慌期に共同作業場が急増している点である。恐慌後の三五〇三七年にかけての増加も顕著であるが、恐慌期はそれに比肩する勢いを示している。これは単に共同作業場にとどまらず、他の生産組織にもいえて、例えば共同出荷場数の推移をみると、二七年に二七七三ヶ所であったのが、三三年には六八六九ヶ所と、五年間に二・五倍にも増加しているのである。こうした恐慌期における生産組織の急増の要因に関連して注目したいことは、当該期における共同作業場の増加は、経営主体が農家小組合か産業組合(とくに前者において著しい)のものにはば限定され、他の、農会、市町村、その他の経営によるものは増加していても緩慢か、減少さえしているという点である。

経営主体の大半が「部落の近代的再現」(我妻東策)たる農家小組合であることに端的に示されているように(産業組合も一応行政村単位に組織されているが、実質的な活

動は支部||部落単位で行なわれている)、共同作業、共同出荷などの事業は一般的に部落的結合を基盤として成り立っていた。農民的の小商品生産の発展が一方の前提であることはいうまでもないが、まだこの段階では、それ以上に部落のまとまりの良否が、生産組織の設立を左右する規定的意味をもっていたと理解していいのではないか。昭和恐慌期に農家小組合と産業組合経営の共同作業場のみが急増している事実はそれゆえ、恐慌に対する経営対応として農民層が部落へ求心化したことを間接的に示すものと考えられる。この限りで、昭和恐慌は部落的結合を強化したといえなくもない。農会、市町村、その他(とくに市町村経営のもの)を経営主体とする共同作業場がさして増加していないのも、おそらく基礎に部落的結合をもたなかったことに由来しているであろう。恐慌期における共同作業場の増加は、このように自生的側面(あくまでも恐慌に対する農民層の経営対応||自主性が基礎にあるという意味で)を相対的に、強くもっていたわけである。

もちろん、共同作業場の普及に果した政策的助長の意味も決して小さくはない。けれども、この点に関しては恐慌期と恐慌後の状況の差異が注目されるべきであろう。三五―三七年にかけての共同作業場の増加は、恐慌期とは全く対照的に、農会、市町村、その他経営のもの急増に規定されており(とくに市町村経営のもの激増に注意)、産業組合経営のもの別にして、農家小組合経営のものは再び増加しているとはいえず、その速度は恐慌期から明らかに減退していることが注意点である。恐慌期に比べると、共同作業場の増加は自生的側面を弱め、中心的には政策的助長と、農家経営の好転、およびインフレ昂進に伴う農産物販売の好機到来に条件づけられていた、といえよう。

以上のように、恐慌に際して農民層は、一面では、部落に求心化し組織的に経営の維持・「発展」をはかっていたという対応を示していた。それは、ある意味では農民層の生産力主義への傾斜とっていいかもしれない。昭和恐慌

を画期に飛躍的に進む農村・農民の組織化も、少なくとも昭和恐慌期に関していえば、政策的助長による一方的なものとみることができない。農村・農民の側にもそれに対応する条件が形成されていたのである。では、こうした農民層の経営対応は、恐慌期における小作争議の全体的な展開状況といかなる関連のもとに理解されるのか。この点の究明が第二の課題なのである。

(1) 国家独占資本主義への移行の農業的指標をいかなる点に求めるかは、今後さらに理論的にも実証的にもつめていかなければならない問題であるが、さしあたり集団的な地主小作関係⇓協調体制の創出がその際決定的な意味をもつことだけは指摘しておきたい。それは、『従業員代表と経営代表とから成る『共同決定』の機関』（兵藤剣）『現代資本主義と労資関係』〔戸塚秀夫・徳永重良編』『現代労働問題』一九七七年、二七頁）の設置による労資関係の（国独自の）再編に相当するものである。その意味で、小作法の現代的性格を示すものとして、小作審判所の設置が規定されていることがあらためて注目されている。小作立法の挫折の後も、叙上の如き政策理念が小作調停制度のなかに貫徹していたことはすでに指摘した。

ただ、農業問題に即して国家独占資本主義への移行を考察するばあい、問題は、移行の農業的指標を確定するよりもむしろ次の点にあるといふべきであろう。つまり、日本資本主義下の農業問題の本質的性格は何であり、そしてそれを抱え込むことによって日本資本主義はいかなる困難に直面したかを明らかにすることである。それは、戦前日本の国家独占資本主義の限界の側面（それは裏がえしていえば体制的「危機」の深刻さでもあるが）の解明に通ずる。この点は、拙稿「戦前土地政策の歴史的 성격」（『日本史研究』二二六号、一九八一年）で一応著者の考えの骨組みだけは示しておいたが、後日あらためて国家独占資本主義に関する理論的問題も含めさらに詳しい検討を行ないたいと思う。

(2) (3) (4) 詳しくは、拙稿「戦前土地政策の歴史的 성격」参照。

(5) 棚橋初太郎『農家小組合の研究』一九三八年、四一—四二頁。

(6) この点については、綿谷越夫「集落社会の展開構造」（福武直編『日本農村社会の構造分析』一九五四年、のち『農村構造の理論』〔同著作集』第二巻、一九七九年）に収録）がぜひ参照されるべきである。同論文は、福岡県岡垣村手野部落に関する調査報告であるが、一九三二—三七年に行なわれた西瓜の集団栽培と、戦後誕生した共同出荷組合について事業の内容・基盤を農民層分解、部落結合との関連で見事に描き出している。

二 論 点 整 理

昭和恐慌期の小作争議についての議論は、以上の二つの問題に対して一貫した論理で応答するものでなければならぬ。では、これまでの研究ではどうであったか。以下、こうした観点から研究史の問題点を整理してみることにしよう。

昭和恐慌期の小作争議をめぐる最近の議論で中心的な争点は、それが大正末期の争議に比べて前進し「革命的高揚」を示したか否か、という点にある。議論の内容についてはすでに西田美昭氏の要を得た整理もある<sup>(7)</sup>ので、あえて再論する必要はないであろう。問題点のみ指摘しておこう。

[一] まず、叙上の問題に対する肯定的見解についていえば、議論の内容は論者によってそれぞれ多少ニュアンスの差があり一様でないとしても、恐慌↓小作農民層の全般的落層⇨農家経済の「解体」↓階級対抗の激化↓体制的危機の深化(↓国家の国民支配のファッショ化)、という脈絡で昭和恐慌期の時代像を把握しようとする点では共通しているといっている<sup>(8)</sup>であろう。先述した第一の課題は、正しい内容とはいえないが一応は意識されているのである。

しかしながら、単なる農民組合の綱領・方針上の変化ならいざしらず、小作農民の運動の内実そのものに即してみれば、昭和恐慌期の争議が大正末期のそれに比べて全体的に前進的内容をもっていたとはいえない<sup>(9)</sup>。まして「革命的高揚」——まずこの「革命的」という言葉の意味が全く不明確なのであるが——を示したなどというのは、空論以上の何ものでもないであろう。①階級対抗が激化したことは事実としても、それは大正末期の争議から一歩前進した地点での争議の展開というのではなく、実体は地主の土地返還要求によって余儀なくされた小作人の



守勢的・防衛的な争議の激発によってもたらされたものであった。②恐慌期に争議の「要求貫徹度」が上昇していること<sup>(10)</sup>については、それは土地争議の急増に対応したことであり、国家権力が争議に介入して社会政策的に地主の意向を制限したからであった。その要求は「耕作継続」という以上のものではなかったし、また小作人が自力でそれを獲ち取ったわけでもない。<sup>(11)</sup>③昭和期に入って農民組合が提起した「耕作権確立」という要求の意味も、かかる争議状況との関連で理解すべきことはいうまでもない。また、④争議の担い手が仮に貧農層を中軸としていたとしても、無条件に貧農層＝革命的とする<sup>(12)</sup>ことはできないのであって、変革主体としての貧農層の力量の問題、そして貧農層が加わって争議の性格は果して変化したのかどうか、という点を曖昧にしたままでは、何も解明したことにはならぬであらう。

このようにみえてくると、現在通説とみなされている議論の多くは、実証的に不十分、いや事実認識自体にすでに重大な問題があるといっている。本稿もその批判的検討を主眼としているが、あらかじめ次のことだけは確言できる。すなわち、恐慌↓小作農民の攻勢的争議の激化（さらには争議の「革命的高揚」↓体制的危機の深化、といった伝統的図式で、昭和恐慌期の時代的イメージを描こうとする<sup>(13)</sup>ことはもはや有効性を失なった、ということである。

〔二〕その点では、通説的見解と対立的である西田美昭氏らの議論の方がはるかに事実<sup>(14)</sup>に肉迫しているといえるであろう。「農民組合運動自体が各地で展開されている小作争議のあり方に規定されている側面がきわめて強い以上、地域的に、かつ段階的に展開している小作争議の性格を見究めることが農民運動の特質をあきらかにするうえで決定的に重要である<sup>(15)</sup>」というのが西田氏の争議研究に対する基本姿勢であるが、こうした見地から①恐慌期の争議の多くは、小作人側の消極的・防衛的なものであったこと、②耕作権確立の要求は、小作料減免要求に比べて質的に高いとはい

えないこと、③争議の担い手は貧農層だけに限定されないこと、などを指摘されるのである。<sup>(14)</sup>

かかる西田氏の見解をみて直ちに疑問として思うことは、恐慌期の争議をかくも消極的・退嬰的なものと理解する立場からは、当該期における「危機」深化の現実的根拠はいったいどのように把握されるのか、という点である。実は、そもそも西田氏のぼあい、先述した第二の課題はもちろん、第一の課題にしても全く念頭にはおかれていない。その点では、通説の見解に比べても方法的には著しく後退している。氏も一応ファシズムの問題を意識されて、恐慌期には「中・上層小作農と下層小作農の利害の差異↓行動の差異」の強化によって「農民各層の『統一』が崩れ」ることを指摘しつつ、そのことが日本ファシズムの農村統合の前提になった、という筋でファシズム形成との関連をつけようとされている。<sup>(15)</sup> あたかも農民各層の統一が自動的に崩壊するかのようにいい、その論理・メカニズムの説明を全く放棄しているという重大な問題があるが、それはさておき、端的にいつてこのような議論はあまり意味があるとは思えない。前述したように、昭和恐慌以降における国家の農民支配の段階的特徴は、組織化の本格的進展にあった問題はそれゆえ、かかる組織化が、限界をもちつつもある程度可能になった根拠を明確にすることにある。それは、単なる農民各層の分裂のうえにたった支配ではないのである。

争議研究が、「地域的に、かつ段階的に展開している小作争議の性格を見究めること」をまず第一の目的としていくことはいうまでもない。しかし、それだけでは争議研究としてはなお不十分である。各歴史段階の政治過程を規定する社会的要因をも、それは同時に説明するものでなければならぬ。その点で、争議の意味を、争議の性格、つまり当事者の力関係だけから尺度し、国家の国民支配に対してもったその意味・契機を全く問題にしない西田氏の争議研究の方法はやはり一面的であるといわざるをえない。その一面性が昭和恐慌期の争議を評価する際に一挙に露呈した感じ

である（具体的にいえば、土地争議の評価においてである）。ただ、それは、西田氏に限ったことではなく、〔一〕でみた各論者についても共通していることではあるが、恐慌期の争議は「革命的」に前進したか否か、という点に議論の焦点を絞りきったことよって生じた問題といえよう。

以上の〔一〕〔二〕の検討からさしあたり以下の点が確認できる。すなわち、争議研究を、個々の争議の性格をめぐる議論のみに収斂させてはならないということである。<sup>(16)</sup>その前にまず、昭和恐慌によつて争議の発生・展開状況がどのように変化したかを明確化することが先決なのである。こうしたいわば「争議状況」を曖昧にしたまま、現実に発生した代表的争議をいくつか拾いあげて分析しても、あまり意味はない。おそらく、それらの争議の位置づけも明確にはならないし、分析の焦点も定まらないであろう。この争議状況の検討はただ単に、個別争議を位置づけ、その分析の焦点を確定する前提作業として重要なだけではない。先述した第二の課題も、この点の分析をふまえてはじめて解決の糸口がみいだしうるのである。もはやこれ以上、通説的見解や西田氏らの見解に係わり合う必要はないであろう。以下では、恐慌期の争議状況についてももう少し広い視野に立つて議論されている次の両氏に検討の対象を移そう。

〔三〕 まず、やや古くなるが東畑精一氏の見解である。指摘するまでもなく、東畑氏のばあい、地主を地主一般として把えるのではなく、地主的地主と零細地主の二範疇に分け、後者の尨大な存在を日本地主制の特徴的問題として重視しつつ、それを軸点に農政問題、小作問題を理解していこうとする点に、その議論の最大の特徴がある。小作問題については、零細地主の存在が日本農村の前近代性⇨封建性を存続せしめ、ひいては小作問題を深刻化・複雑化する根源であったということが強調される。そして、昭和恐慌以降の争議をみるばあい、「大と小との地主の間に（ある―庄司）顕著なる社会的役割の差（は）……いわゆる貧農富農の区別以上に強き関心を要求する」とまでいわれる<sup>(17)</sup>

のである。一貫して巨大地主の問題に注目し(一)そして、恐慌期の争議は革命化したか否かという点に問題関心を集中し)てきた「講座派」的発想とは全く逆の立場といえよう。氏の議論の要点は、以下の二点に整理できるであろう。

① 長期農業恐慌<sup>(18)</sup>下の争議は、大正末期のそれとは違って「地主の側よりの攻勢に基くところが大」であって、「小作人はむしろ受け身の勝負、しかもそれは集団的なるものよりも個人単独的」な点に特徴があった。わが国の農村のように前近代的・封建的要素を強く残したところでは、個人単独的な争議は必然的に、「怨恨、嫉視、歎願、強力、号泣、小学生のストライキ等々感情と係累」を伴うものである。「経済的交渉に於て暗黒と陰惨」が加味され、争議から「往年の華やかさや明るさが漸次消えつつある」のである。もはやそれには「争議なる名称もまた適切でなく、懇願たり歎願たるものである」。

② こうした争議の性格の変化は、零細地主の「地主としての社会的機能の喪失過程の産物」にほかならなかった。地主の経済的役割には、凶作の際には地主が小作料の減免を行なうことによつて収穫上の危険を小作人と共同負担する機能がある。一般的に、「地主が小なるに従ひて彼らには減免の要求に対してその抵抗力を愈々強く」する傾向がみられるが、それは、零細地主のばあい、劣弱な経済状態によつてこの「農産物収穫の危険分担」機能が限界づけられていたからである。昭和恐慌による零細地主の困窮は、この機能をさらに限界づけた。さらにそのなかで自作化、経営拡大の要求も強まった。小作人の耕地獲得競争の激化とあいまつて、こうした事態は、小作人との力関係において地主をますます有利にしその小作料減免拒否の抵抗力を増強した。かかる状況下では、小作人が「生活問題として小作料の減免を要求し」ても、「小地主も亦生活脅威問題としてこの要求を拒否」しようとする。さらには土地の返還を要求して逆に小作人に向かつて「争議をする」ということにもなるのである。これは、まさに「両者側とも貧乏

して泣いているといふ……状態である。こうしたわけで、「景気の変動と小作争議の変動と（が）……明らかな関係を示す」という、西欧諸国には例をみない特徴が出現するのである。

東畑氏の議論は、時論的に展開されていることもあって、全体的に粗さが目立つことは否定しえない。議論の主眼もどちらかといえば争議の性格の変化を説明することにおかれているようであり、争議状況の分析としては非常に十分である。争議の困難化についても、上述した以上の具体的説明があるわけではない。

しかしながら、東畑氏の観察が、これまでみた議論に比べるとはるかにリアルで、包括的であることも事実である。わけても、まだ非常に抽象的ではあるが、恐慌期における小作問題の深刻化・複雑化の内容を、「生活問題」に直面した零細地主と小作人のぶつかり合いとして描きだしたことは、「危機」深化の問題を考察するうえできわめて示唆的である。また、当該期、小作料減免に向けての小作農民の運動が困難化した事情と、その背景についても一応は言及されている。この点で、先述した第二の課題を解決する手がかりもすでに与えられているとわけていい。われわれの課題もそれゆえ、こうした東畑氏の議論をさらに具体化することにあるわけである。

〔四〕さて、最後に暉峻衆三氏の議論を検討しておきたい。恐慌期の体制的「危機」について一定の見解を提起されている暉峻氏が、争議状況をいかに理解しているかが気になるからである。問題にしたいのは、氏の「農村『解体』の危機」論である。

「第一次大戦以降、小作争議の本格化のもとですでに亀裂を生じていたとはいえ、村では『古風の美風』である『隣保共助』の精神がまだ生きていた。だがその村とともに生活し、生産する地主と小作人が、……農地をめぐって死闘を展開するに至ったことは日本農村『解体』の危機を著しく深化させた。それは、体制の側にとっても『階級協

「調」を基本とする天皇制国家体制の存立基盤の動揺、まさに体制的危機として意識された。おなじ村びと同士、しかもその貧しいもの同士がいがみ合い、死闘を展開しなければならぬというこの深刻な事態を一体どう打解できるのかが真剣に問われた」<sup>(9)</sup>

くり返すまでもなく、昭和恐慌↓在村小地主と小作農民の土地をめぐる対立の激化↓村落共同体「解体」の危機、というのが暉峻氏のいう「農村『解体』の危機」の内実である。ある意味ではありきたりの議論であるが、前述したような最近の爭議研究のなかにあつては、体制統合との関連で爭議の意味をとらえ直してみようとするこうした視角は、やはり卓見といふべきである。まだきわめて抽象的であるとはいえ、恐慌期の体制的「危機」の内実を鋭く洞察したものと見える。

しかしながら、土地爭議の一般的理解としてはたしかにそれで間違っていないけれども、恐慌期における全般的な階級矛盾・対抗のあり方に対する把握としては重大な問題を残しているように思われるのである。叙上の暉峻氏の主張を素直に読めば、昭和恐慌によって村落共同体⇨部落⇨バラバラになっていく、あるいは部落内での階級対立の激化によって部落的結合に亀裂が入っていく、とどうしても理解される。事実そうした面は否定しえないけれども、では、この点を氏のように一面的に強調したばあい、すでに指摘した、恐慌に対して農民層が部落に求心化し集団的な経営対応をはかっていたといったという事態は、どのように説明がつくのか。問題はこの点にある。暉峻氏が「農村『解体』の危機」を一面的に強調しているというのは、決して筆者の誤解ではない。氏は、恐慌期における小作料をめぐる階級矛盾・対抗について他の箇所では次のようにいっているのである。

「恐慌による甚大な打撃のもとで、……逆に高額現物小作料の大幅減免要求からさらには地主的土地所有の存在その

ものの否定にまでつきすすまざるをえない小作農民、この両者の矛盾・対抗はいまや熾烈となり、日本農業の基本構造をゆるがすに至った」<sup>(20)</sup>

「地主と小作農双方の経済的破綻は、小作料収取ならびに農地貸借をめぐる矛盾と対立を著しく強めた」<sup>(21)</sup>

恐慌は一方で、小作料減免に向けての小作農民の動きを一層激しくし、それによって農村「解体」の危機はさらに促進されたということであろうが、争議状況についてかかる「常識的」理解にたっていることがそもそも問題なのである。

問題は二点指摘できる。第一に、暉峻氏は、土地争議の性格・意味を評価する際は、争議の契機として在村小地主の困窮化という事態を強く意識されている。ところが、そうした観点は、小作料関係争議を問題にするときには全く生かされていないのである。すでにみたように、この点は、東畑氏にあっては、零細地主が「生活問題」に直面し非妥協的姿勢を強めたために、争議が困難化する、と理解されていた。従って、暉峻氏も、昭和恐慌以降の農業問題把握には地主の類型差に対する留意が不可欠であるという立場にたっている以上、安易に恐慌↓小作料関係争議の激化という見解をとるべきではなかった。東畑氏が未解決のまま残した問題、つまり昭和恐慌によって小作料関係争議の発生・展開状況はいかに変化し、そしてそのこともつ意味はいかなるものであったかをまず考察すべきだったのである。

恐慌↓小作農民の攻勢的争議の激発、といった内容で恐慌期の体制的「危機」の深化を把握することが、事実認識のうえですでに問題をもっていることは前述したとおりである。ところが、こうした理解は、日本ファシズムの農村・農民統合に関する理論的問題からも再検討の必要がある。というのはこういうことである。恐慌による経営破綻

は、論理的には、地主の高額小作料に対する小作農民の反発・批判を強める方向に作用したといっている。そこで、この階級矛盾の深化が直ちに階級対立となって顕現するかが問題となるが、暉峻氏〔一〕でみた論者も同じことのように理解するとすれば、農民層がファシズム的統合（それはドイツ・イタリアに比べてさほど強力なものではなかった）にとりこまれていく契機がかえって説明しえなくなる。つまり、矛盾を矛盾として解決しうる条件があるならば、農民層は決してファシズム・戦争体制ににじり寄っていくようなことはなかったのではないか、ということである。矛盾を矛盾として解決しえない、いわば閉塞状況。恐慌期において小作農民のおかれた状況というのは、むしろこのようなものとして把えるべきではないのか。暉峻氏の「農村『解体』の危機」論はこうした点からも再検討の必要があるといえよう。

(7) 西田美昭「昭和恐慌期における農民運動の特質」(東京大学社会科学研究所編『昭和恐慌』一九七八年)

(8) この種の議論の出発点は、三二テーゼ、あるいはそれをふまえた稲岡進氏に求められる。「農村における大部分の争議は、以前には、平和的合法的形態を以て経過し、平和的調停または法廷の判決という誤った方法で終っていたが、今では、農民と地主との間における革命的衝突の数が、到る処にかつ急速に増加しつつある。……『土地を農民へ』及び『労働者農民の同盟』というスローガンは益々普及してきた。労働者と農民との同盟の思想は大衆運動の実践に浸透し始めている」(『日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ』(三二年テーゼ)「石堂清倫・山辺健太郎編」『コミンテルン・日本にかんするテーゼ集』一九六一年、八九頁)。「昭和五年(一九三〇年)から、農民闘争の激化はものすごく、これまでの農民運動とは全くちがった一暴動化の傾向を見せるようになり、単に小作人だけの闘争からもっと広く農民全体をゆり動かす大きな運動にひろがってきたことが大きな特徴である」(稲岡進『日本農民運動史』一九五四年、一六七頁)。「要するにこの期の農民運動は、質的にもまた組織的にも革命的な発展を示しており、日本では初めて農業革命への路をめざす、ほんとの農民運動が行われはじめたといえる」(同上、一七二頁)。こうした議論を基本的に踏襲されている論者としては、栗原百寿・青木恵一郎氏、近年では酒井淳一・中村政則・林有一郎の諸氏があげられる。



- (9) 昭和恐慌期の小作争議の消極的・防衛的性格を認めながら、「土地を農民へ」というスローガンに注目しとくに土地争議を積極的に評価した嚆矢は、大島清氏である。いわく、「しかし、消極的であり防衛的であるが、土地問題を中心とする争議になると、『耕作権の確立』から『土地を農民へ』のスローガンに示されるように、農民運動は地主的土地所有そのものの否定に向かって目標を一步明確したことになる、第二次高揚期の農民運動はその意味で第一次高揚の発展であり、新たな情勢下での延長戦にはかならない」(『農民運動史の段階区分』(『農民運動史研究会編』『日本農民運動史』一九六一年、一九二頁))。
- (10) 中村政則『近代日本地主制史研究』一九七九年、二八九—二九〇頁。
- (11) 前掲、拙稿「戦前土地政策の歴史的性格」参照。
- (12) 山形県村山地方の農民運動の分析を通して酒井淳一氏は次のようにいわれる。「小作貧農・中農下層、つまり半封建的地主制の圧力をもっとも強く受け、ちょっとした小作料減免のみでは生活の安定を得ることはできず、農村内のあらゆる矛盾の集中点であった層、この層が主体となり、未組織農民も含め統一して闘ったから、そしてそれが労働者階級の意識にたつ幹部によって指導されたから、村山地方の農民運動は強固なものとなり、半封建的地主制、さらには自治体、独占資本への斗争がはげしく展開されたと考えられる。この村山地方の運動からいえば、天皇制の廃止と窮極的に結びつく半封建的地主制の廃絶の斗争、つまり革命闘争において労働者階級が依拠して闘うべき階層は貧農層であったといつてよいのではないだろうか」(『昭和恐慌期における『貧農的』農民運動の研究』(『東北大学農学部農業経営学研究室』『農業経済研究報告』第六号、一九六五年、九三頁)。また、長野県五加村の小作争議の分析を通して林有一氏は次のようにいわれる。「昭和恐慌期における小作人の小作料減免要求の論理の重点は、いわば経営的前進の論理から生活防衛の論理に移っていたのであり、下層の自作・小作農を主体とした内川部落における小作貧農の強固な統一とその闘争の非妥協的性格はここにその根拠をもっていた」(『昭和恐慌下小作争議の歴史的性格』(『大江志乃夫編著』『日本フーズムの形成と農村』一九七九年、二〇八頁))。
- (13) 西田、前掲論文、三一九頁。
- (14) こうした見解はもちろん西田氏に独自なものではない。研究史的にみて、昭和恐慌期の農民運動を高く評価するのはだいたい「講座派」の見地に立つ論者に限られており、それ以外の論者にあつてはかなり評価はきびしい。すぐ後で検討する東畑精一氏などはその代表といつていいが、すでに忘れられた感がある山崎春成『農民運動の歴史』(一九五七年)などの作品も、そうした意味で注目すべき内容をもつていた。通説の見解と対立的な(しかし筆者にはかなり核心に迫っていると思われる)議論がそこでは大胆に提起されていた。現在、昭和恐慌期の農民運動をめぐる議論が活発化しつつあるが、通説の見解も含めてその理論的骨格はすでに一九五〇年代後半から六〇年代前半にかけてできあがっていたことに留意しておきたい。

(15) 西田、前掲論文、三三四、三五六頁。

(16) 西田氏は、通説の見解との対立について、「それは主として、事実認識の違いに基づいている」(前掲論文、三三四頁)といわれる。全くその通りであろう。ところが、そうした理解にたつて西田氏が行なった分析作業はといえば、現実に発生したいくつかの争議事例(しかも小作料関係争議のみ)を対置しただけにすぎない。酒井淳一・中村政則・林有一氏らに対する批判を意識してのことと考えられるが、しかし三氏の前提的認識でもある稲岡進氏らの議論まで念頭におけば、通説の見解との事実認識の違いを解消する方法としてそれは必ずしも有効ではなかった。というのは稲岡氏らの議論は、ある面では全体的な「争議状況」の問題として提起されていたからである。酒井・中村・林氏らの議論は、前述したように事実認識の面でも理論的評価の問題でも多くの難点をもっていたが、中心的には、稲岡氏らの議論を下敷きにしたうえで、争議主体の中軸が貧農層であることを主張し個別争議レベルでの「革命性」を主張していたにすぎない。従って、稲岡氏らの議論がそもそも問題だということになれば、この点からも根本的な再検討を要請されることになるのである。このようにみえてくると、西田氏の前掲論文が、きわめて緻密な分析にもかかわらず、端的にいってあまり豊かとはいえない結論・展望しか示しえなかったことにはある意味では当然のことといわなければならない。分析視角をあまりにも狭く限定しすぎたのである。

(17) 東畑精一『農村問題の諸相』一九三八年、一五四頁。以下の引用はとくにことわらない限り、すべて同書と『農地をめぐる地主と農民』(一九三七年)からのものである。

(18) 東畑氏のばあい、昭和恐慌期に限定して議論が展開されているわけではない。恐慌後の三五年以降も「長期農業恐慌下」として取り扱われている。念のため。

(19) (21) 暉峻衆三「昭和恐慌・戦時体制下の地主的土地所有」(土地制度史学会編『資本と土地所有』一九七九年、二三四―三五頁)。

(20) 暉峻衆三「昭和恐慌期の農業問題」(東京教育大学文学部『社会科学論集』第二巻、一九七四年、四九頁)。

### 三分析

以上、昭和恐慌期の小作争議に関する従来の代表的見解をいくつか検討してきた。それを一言で総括すれば、第一の研究課題については、非常に抽象的内容であったとはいえず東畑氏や暉峻氏によって解決の糸口が与えられていたが、第二の課題は問題の所在すら明らかではなかった、ということになる。筆者も前者については別稿で一応検討を終

えているので、<sup>(22)</sup> 本稿では後者に絞ることにしたい。つまり昭和恐慌下の小作争議状況を明確化した<sup>(23)</sup> いわけであるが、具体的な検討に入る前に留意点としてあらかじめ次のことを確認しておこう。

第一に、念のためくり返すが、そのばあい、現実に発生した争議の性格ではなく、階級矛盾の深化がどれだけ階級対立として現実化したか、という問題が中心的な分析対象とされなければならない。いいかえれば、争議が発生していることの問題性とともに、発生していないことの問題性が合わせて検討されなければならないということである。階級矛盾と階級対立のこうした関係内容を本稿では「争議状況」という言葉で表現しておきたい（従ってそれは単なる争議の発生状況ではないことに注意されたい）。政治史研究とほとんど接点をもちえなかった、従来の争議研究の難点<sup>(24)</sup> は、まずこうした見地にたつことによって克服しうらと思われる。

第二に、ひとくちに争議とはいっても、地主の土地返還要求を契機とした土地争議と、小作料の支払をめぐる小作料関係争議は、例えば小作人が小作料を滞納したことに對して地主が土地返還を要求して争議が発生するばあいのように、密接に関連していることが多いが、具体的な分析作業では厳に区別することが必要である。その点からいえば、「恐慌によって小作争議は激化した」という耳慣れた説明も、土地争議と小作料関係争議では意味するところが全く違うのであるから、何も語っていないに等しい。指摘するまでもなく、昭和恐慌以降の争議発生状況の基本的特徴は、土地争議の急増にあった。そして、そうした土地をめぐる対立が一層熾烈化していたのが恐慌期であった。しかしながら、本稿では、先述した第二の課題を解決することが主眼なので、あくまでも小作料関係争議の動向が中心的な問題となる（以下、単に争議というときは小作料関係争議をさす）。

第三に、ただ争議状況を分析するとはいっても、具体的な作業では、恐慌によって階級矛盾が一層深化したことは

一応前提として、争議の件数、要求内容、そして規模などがいかに変化したかを検討するほかないわけであるが、その際恐慌下の新たな事態として争議の発生状況における地域性が留意されなければならない。大正末期の争議にももちろん地域性はあった。しかしそれは、発生の密度に差はあったものの、地域的にはほぼ西日本に限定され、そのうえほとんどが小作料関係争議であったので、別に地域区分を行なうまでもなかった。ところが、後述のように昭和期、とくに昭和恐慌以降の時期は違う。極論すれば、争議発生の地域性の明確化<sup>11</sup>地域区分をいかなる観点から行なうかが、当該期の争議状況を把握するうえで最重要の課題であるとさえいえる。

(一) 争議発生の地域区分に関する若干の理論的問題

ところで、争議発生の地域性把握については、「東北型」「近畿型」のほか「養蚕型」を加えて三地域区分を主張する、中村政則・森武磨氏らの有力な見解がある。<sup>24</sup>しかしながら、この議論は実証的にも理論的にも問題をもっている。

第一に、「東北型」「近畿型」設定の当否はまずおくとして、「養蚕型」設定の根拠が全く曖昧である。一応、養蚕を組み込んだ農業経営ゆえの地主小作関係の特殊性が意識されているのであろうが、「水田稲作経営と養蚕経営とが、不可分に結合して小作農民経営の再生産を保障しかつそれが地主の高率小作料搾取を可能にしている」<sup>25</sup>ことがなぜ特殊なのか。それだけのことであれば単なる農民経営の特殊性にすぎないのではないか、という疑問がまず残る。また、争議発生の特殊性の理解については事実認識のレベルですですでに問題がある。つまり、「養蚕型」には愛知・岐阜の両県が含まれているが、後述のように、この両県は大阪府・兵庫県などとともに争議先進地域を構成している

のであり、争議の発生状況は群馬・長野・山梨・三重などの諸県とは明らかに違っていた。また、群馬以下四県にしても、他の諸府県に対して「養蚕型」として区別・一括しうる特徴的指標をもっていたわけではない。県の範囲が地域区分するには広すぎて適切ではないという問題はもちろんある。けれども、この事實は、養蚕経営ゆえの争議発生の特殊性などということはそもそも問題たりえないことを示している。ことは、単なる地域区分だけの問題ではない。争議の本質⇨発生契機をどうみるかに関わっているのである。

第二に、中村・森氏らの議論では、地域区分と類型化の区別が必ずしも明確でない。というよりも、そもそもそうした区別は意識されていないのではないか、とさえ思われる。単なる類型把握とすれば、「養蚕型」設定にともなう上述したような問題、あるいは「東北型」「近畿型」についても類型化の根拠が薄弱であるという問題があるし、また地域区分としてはあまりにも議論が粗雑すぎるといふ印象をぬぐいきれない。

以上の点で、「東北型」「近畿型」「養蚕型」という三類型設定（三地域区分といふべきかもしれないが）、とくに「養蚕型」設定に対してはとうてい同意することはできない。地域区分の新たな試みが必要となっているのであるが、その前に詰めておかなければならない理論的問題がある。

〔一〕 第一に、小作争議の本質⇨発生契機をどうみるかという問題である。この点についてはいまだ定説といふべきものはないが、筆者は、いまのところ次のように考えるべきではないかと考えている。従来から争議については地主的土地所有と農民的小商品生産の矛盾の発現という指摘がなされてきた。この指摘自体は誤ってはいないが、争議の本質的理解としてははなはだ不十分である。というのは、農民的小商品生産の発展自体は、争議発生の前提条件ではあっても、決してその必然的契機ではないからである。

争議発生の必然的契機の問題に関しては、指摘するまでもなく資本主義への農業の包摂<sub>26</sub>⇨労働市場の拡大深化が決定的要因として重要視されねばならない。ただ、資本主義の農家労働力の吸収のしかたにはさまざまな形態がある。養蚕地域に多くみられる製糸女工、あるいは東北・北陸を中心とする出稼ぎなど……。ところが、こうした形態の「兼業化」は決して、自家労働に対する小作農民の価値意識化を促す契機にはなりえないことに注意しなければならぬ。製糸女工のばあい、農家の子女の、しかも一時的な他産業への就業であり、また出稼ぎは、世帯主の兼業化とはいっても、長期にわたって家を留守にしなければならない苦痛をとめない、誰にでも容易に出られるというものはないからである。そうした「兼業」による農家経済の補強は、かえって逆に地主的土地所有の搾取基盤の強化にもなりかねないのである。

問題は、農家の世帯主（あるいは後継者）が容易に兼業化しうるほどの農村的労働市場の拡大深化があり、加えて農家労働力を農外に駆り出す強い条件（具体的には、一日当り農業所得を農業日雇賃銀が圧倒的に凌駕しているということ）が作用していることである。一九二〇～二五・六年にかけての農村・農民をとりまく状況がまさにこうしたものであったことはすでに指摘したところであるが、かかる条件のもとで、専業農家⇨中農層が中心となつて、農業経営の困難化⇨不利化を意識し地主的土地所有に対抗していく契機を獲得するのである。中農層が争議の中軸になるのは、経営的制約ゆえ、あるいは農業所得のみで一応家計費の充足が可能なることもあって、かかる条件下でもなかなか兼業化せず、ために農業経営の困難化⇨不利化がもろに意識されるからである。これに対して、貧農層のばあい、中農層に比べるゝと争議への姿勢もかなり消極的であるが、これは、兼業収入⇨飯米確保という再生産メカニズムが一応確保されている状況のもとでは、地主への対抗意識も兼業に従事しているだけ稀薄にならざるをえないからである。争議の本質は

このように、小作中農層と小作貧農層の争議に対する姿勢の違いともなつて具現していたのである。

潤沢な兼業機会の存在、そして農業所得をはるかに上廻る農業日雇賃銀の上昇(↓農業の不利化・困難化)が、農業経営におけるいわば「V」形成を促す条件であり、その意味で小作農民の争議への決起の契機となり、農村日雇賃銀水準がその闘いの目標となる(小作農民層の結びついた労働市場が農村の雑業的労働市場であつた以上、その「V」の意識化が農村日雇賃銀水準とするそれに限界づけられるのは当然のことである)、という点が以上の結論である。農民的小商品生産の発展は、争議の契機―農業経営における「V」形成の単なる前提の一つにすぎない<sup>(28)</sup>。もちろん、このような理解は、大正末期の争議に限定し、しかもきわめて原理的に考察したものであるから、必ずしもあらゆる争議の説明として妥当するものではない。しかし、争議の発生状況の類型把握、あるいは地域区分に際しては、まずこゝろした争議の原理的把握が前提とされなければならない。つまり、争議の発生状況を規定する要因としては、さしあたり農業の資本主義への包摂度―農村的労働市場の展開度が意識されていればそれで足りるわけである。「養蚕型」設定の問題性は、以上の点をふまえるとさらに明確となる<sup>(29)</sup>。

(二) 第二の問題は、これまで必ずしも突っこんだ議論がなされてこなかったように思われるので、あえて指摘したのであるが、争議の発生状況の類型化と地域区分の異同についてである。まず、類型化については、当然のことながら争議の発生状況における類型差の存在が前提となるわけであるが、この点に関しては、すでに周知の事実、つまり大正末期の争議が西日本を中心に著しい地域的かたよりをもつて発生していたこと、そして昭和期、とりわけ昭和恐慌以降東日本においても争議が激発するようになるが、それは、大正末期の争議とは内容的に違い地主の土地返還要求に起因する争議であつたこと<sup>(30)</sup>が留意される必要がある。東畑氏が日本の争議の特徴として指摘した、争議の性

格が景気循環に見事に対応しているという点も、厳密に言えば、大正末期の近畿で典型的にみられた争議の発生状況と、昭和恐慌以降の東北で同じく典型的であったそれを合わせ見たことから生じているのである。実は、近畿では昭和期を通して土地争議はさして増加していない。大正末期における小作料減免争議の高揚の結果、土地争議の発生条件は非常に限定されてしまったのである。このことは、小作料関係争議と土地争議の発生の対抗的性格を如実に示している。そしてここに争議の発生状況についての類型把握が可能となる条件もあるわけである。

ところで、こうした認識のもとで類型化を試みるばあい、その課題は当然、小作料関係争議と土地争議の発生状況をそれぞれ最も典型的なかたちで示すことにおかれるべきである。つまりそれは、土地争議の激発という新たな事態によって複雑化する、昭和恐慌以降の争議の発生状況をいわば両極端において示すという方法であり、それゆえ両争議の性格と意味を考察するばあいの前提作業としては欠かせないが、とうていその状況を総体として明確化するものではない。地域区分が必要となる所以である。となると、地域区分にあたっての問題は、非類型地域をいかに位置づけ整理するかという点につきるが、類型化の条件が上述の如き内容で与えられている以上、当然、地域区分も、両争議の発生の対抗性的内容に即しておこなっていけばいい、ということになる。

## (二) 争議発生状況の地域区分

争議発生状況の類型化はこのように、一応「東北区」「近畿型」の二類型設定が可能である。しかし厳密に言えば、「東北区」はともかく、「近畿型」として近畿六府県を一括することはやや正確さを欠く。大阪・兵庫の二府県と京都・奈良・和歌山の三府県の差はともかく、滋賀県は、争議の発生状況にしても農民組合の設立状況にしても明らかに違っていた



からである。また、東北、近畿以外にもそれらと類似的な争議発生状況を示している地域があった。そこで、争議発生状況の地域区分に際しては、「近畿型」「東北型」といった区分<sup>II</sup>呼称は使用せず、無概念的であるが内容的にはほぼそれらに対応したものととして、[A]先進地域、[B]後進地域を設定したい。そしてこの両地域に含まれない府県については、[C]中間地域Ⅰ・Ⅱとして区別・一括したい<sup>31</sup>。合わせて四地域区分であるが、各府県の争議発生状況は、若干の例外を除けば右の四地域のいずれかに区別することができる。以下、それぞれの特徴とその規定要因について検討していこう。

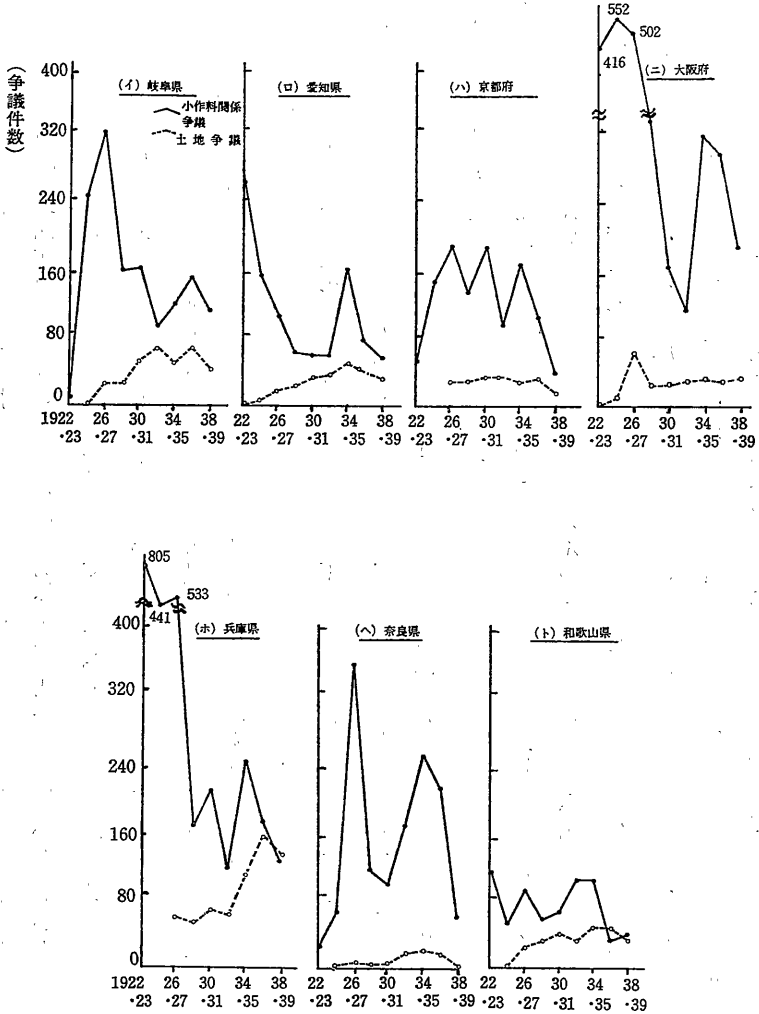
### [A] 先進地域

滋賀県を除いた近畿五府県のほか、愛知・岐阜の二県が含まれる。この地域の特徴は、近畿六府県についてすでに筆者が指摘した点をさらにきわだたせたものであった(図1参照)。

第一に、愛知・岐阜・大阪・兵庫の四府県にとくにいえることであるが、大正末期と昭和期に小作料関係争議の発生状況が画然たる差異を示していることである。大正末期において争議が爆発的に高揚したことはいうまでもないとしても、昭和期に入ると急速に沈静化し、恐慌からの脱却にともない再び争議は増加のきざしをみせるが、その勢いは大正末期の水準に比べると著しく矮小であった。大正末期の高揚によって、争議の本来の課題はかなりの程度実現されていたかのように思われる。この四府県に比べると、京都・奈良・和歌山の三府県は、件数的には恐慌後にも大正末期と同程度の争議の高揚をみており、やや様相が違う(それでも中間地域の諸県と区別すべき理由についてはのちに述べよう)。こうしたなかで、恐慌期は、三一、三四の両年は凶作のため例外的に増加しているが、全体的に争議が最も低迷した時期だったのである。

昭和恐慌期の小作争議状況

図1 小作争議の発生状況(先進地域)



- (注) 1. 各年『小作年報』より作成。  
 2. 土地争議とは、争議の要求事項が「小作契約継続」「小作権又ハ永小作権ノ確認」「小作権又ハ永小作権ノ賠償」「代地交付」「旧地主ヨリ小作申込」「小作地買受」のもの。  
 3. 図2・3・4も同じ。

第二に、こうした小作関係争議の発生推移に対応して、土地争議の発生状況にも著しい特徴があった。まず、昭和期に入って土地争議は増加するといふものの、小作料関係争議に比べると件数がかなり少ないうえに、一貫して停滯的であった。そして争議は、主として都市的地域に限定されており、農村的地域で発生することはまれであった。中心的には、都市化↓農地の農外転用の有利性をもくろんだ地主の土地返還要求を契機とする争議だったのである。兵庫県や愛知県などで、昭和恐慌後、土地争議がやや増加基調にあるのも、こうした事情にもとづいていると理解して間違いない。<sup>32)</sup> 先進地域では、地主が「攻勢的」に争議をおこす現実的条件は、実際の土地争議の件数が示しているよりもさらに限定的であったといえよう。

以上のような争議の発生状況は、いうまでもなく大正末期の争議の結果としてみたらされたものであった。<sup>33)</sup> ただそのばあい、問題は、争議によって小作料率がいくら低下したとか、小作農民の経済状態がどの程度向上したとか、あるいはまた地主的土地所有の後退がどれだけ進んだとかいった量的変化ではない。争議の徹底的な展開と広範さが、地主小作関係の内容的変化をかなり全般的に惹き起こしていたということである。すでに筆者が指摘した、地主小作関係が協調体制という形態に再編されたということであるが、かかる事態は、先進地域に関してはかなり全般化していたとみていいのではないか。争議多発地域はもちろんのこと、争議僅少地域の地主にしても、争議防止の観点から地主小作関係の何らかの変更を余儀なくされたと予想されるからである(このばあい府県の指導が大きな意味をもつことはいうまでもない)。事実、たとえば兵庫県などでは、争議僅少地域においても、もちろん争議多発地域の協調体制に比べると強く地主的性格をもっていたとはいえず、耕地管理組合という協調機関を媒介として地主小作関係が再編される事態がみられたのである。これは一つの象徴的な出来事である。それゆえ、このほかにも多種多様な形態で、しかし

部落を基盤にしていることでは共通した、協調体制への再編があったと理解して大過ないと思われる。

こうした協調体制の全般化という事態が、先進地域と、のちほど検討する中間地域とを分ける決定的な要因であったと思われるが、そのこの意味を簡単に整理しておけば次のようになるであろう。協調体制の機能としてまず指摘されるのは、納入すべき小作料額が毎年、客観的な基準にもとづいて集団的に決定されていることに関わる機能である。かつてのように、小作人が地主に減免を申し出て、地主が収穫高を一方的に判断し、小作人に対する恩情として減免をおこなうのとは、それは明らかに違っていた。地主・小作側双方からでた利害代表者だけではなく、多くのばあい中立委員として自作の代表者も加わっているように、集団的な地主小作関係が完成したとはいきれない面も残しているが（このことはすなわち、協調体制が部落を基盤にしていたことの反映でもあるという点に注意せよ）、ともかくこうして小作料額の決定過程に小作側の意向が反映されることになったのである。それは、経済的「民主化」といってもいい変化であった。また、小作料額を決定する基準がいかなる根拠にもとづいて設定されていたかという問題はあるが、こうした措置によつていずれにしても、両者の対立の原因となつていた小作料額決定の際の恣意性がとり除かれたことだけは確かであった。地主小作関係の近代化とでもいふべき変化である。

地主小作関係のかかる機構的・媒介的形態への再編によつて、一方では、小作農民の要求が一応体制的に反映↓解決されることになった。と同時に、それには逆の側面もあったことを看過してはならない。先進地域のように、農民の小商品生産が飛躍的に発展していたうえに、農村的労働市場の広範な展開が実現されていたところでは、小作農民の自家労働評価も鋭敏で、それゆえ協調体制も不断に瓦解の危機にさらされていたといつていい。そうしたなかで地主も小作人との関係をさらに機構化することで危機の回避をはからなければならなかった。とくに、小作料減免争議

が再び増加していることに端的に示されているように、三五年前後の時期に危機は一層鋭角化したといえる。けれども、昭和期における小作料関係争議の発生状況をみるならば、全体的にいつて協調体制は争議の再発防止にかなり効を奏したとみるべきである。

すでに別の機会でも述べたように、近畿の日中戦争期における事態であるが、他地域に比べても相当多くの小作農民（ただし農民組合員である）が高額小作料に対する反発・不満をもちつつも、その人数の割には、現実には地主に対して何らかの行動に起ち上がっている小作農民、そして将来的にはそう考えているという小作農民の人数はいずれも著しく少数であった。つまり、近畿では、昭和期に入ると、小作農民が要求実現に向けて個別的に（つまり協調機関を介しないで）直接行動に起ち上がることは、むしろ東北以上に困難化していたのである。こうした事情のなかに、協調体制のいまの一つの機能が端的にうかがえる。それは、小作農民の要求・不満を一応体制的に吸収しつつ、逆にそのことを通して階級矛盾を協調体制内に封鎖していく、とでもいべき機能である。協調体制が部落を基盤にしているという事情がその機能をさらに補強していたことはいうまでもない。小作農民に対してこうした制約を加える以上、地主も協調体制の原則を遵守すべく体制的強制をうけた。本来的には地主の専決権に属する小作料額の決定が小作側との合議を前提とするということ自体、地主にとっては多大な譲歩を意味したが、さらに土地の返還要求が協調機関を介して強い制限をうけた。

以上をまとめていえば、①協調体制は、基本的には地主の譲歩のうえに成立していた。しかし、②いうまでもなく、それは同時に地主にとっては小作人に対する新たな支配形態の確立を意味しており、そして、③小作側の利害も多くは上層に中堅の小作農民に代表されざるをえなかった以上、協調体制による地主・小作の「平和共存」関係というの

も、結局は、下層小作農民の犠牲を前提とした地主と上層小作農民の「いたみわけ」であった、ということになる。協調体制がこのように、一面では小作農民の部落への回帰であったことは、先進地域における昭和恐慌下の争議発生状況を考察するうえできわめて重要な意味をもつのでとくに留意しておきたい。

さて、先進地域の昭和恐慌期における争議の発生状況についてであるが、注目すべきは一点、つまり当該期に小作料関係争議が最も低迷していたということである。これはいったいどうしたことか。恐慌にもなう地主の土地返還要求の激化に圧倒されて、小作農民はやむなく争議に消極化したということであろうか。もちろん全国的にはそうした側面があったことは否定しえない。しかし、少なくとも先進地域に関していえば、それはほとんど問題ではなかった。まず、協調体制のもとでは、地主の恣意的な土地取上げが強い規制をうけていたことは前述したとおりである。事実、先進地域では恐慌期に、あるいは恐慌を契機に土地争議が増加しているということはない。逆に、都市的地域での農地の農外転用を契機とした争議が多かっただけに、恐慌期には地主の土地返還要求はかえって弱体化していた<sup>34</sup>（農外転用の有利さの減退ゆえ）。もっとも、小作人があえて協調体制の原則を無視して争議に起ち上がるということになれば、地主も土地要求↓訴訟で対抗していくことは当然あってよい。けれども、そうした強硬姿勢では「安定的」な小作人支配はもはや不可能になっていた、というのが実際であった。後述のように、先進地域の争議では、中間地域、後進地域のそれに比べて、小作人が示威運動によって要求を貫徹させるといふ闘いの形態はむしろ少なかった（後掲第6表参照）。争議の調停において、争議を「自主的」に解決するケースが先進地域で多くみられたことに対応<sup>35</sup>した事実であるが、このことは、現実が発生した争議でも地主は小作人の意向を可及的にくみとる方向で対処しなければならなかったという事情を示唆している。大正末期に自ら協調体制への移行を推進しなければならなかったほど、

すでに地主的土地所有の基盤が弱体化していたことを想起すれば、それはまた自明のことともいえる。かかる状況下での、小作料減免に対する小作農民の消極化をどう考えるか、という問題なのである。

## 〔B〕 後進地域

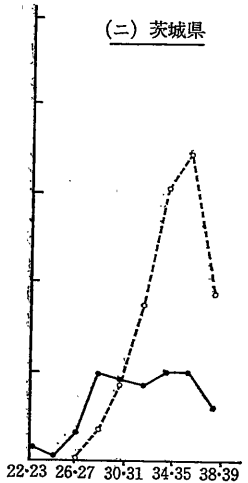
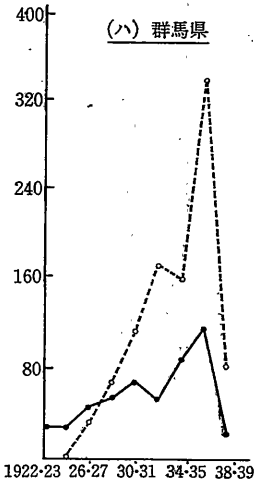
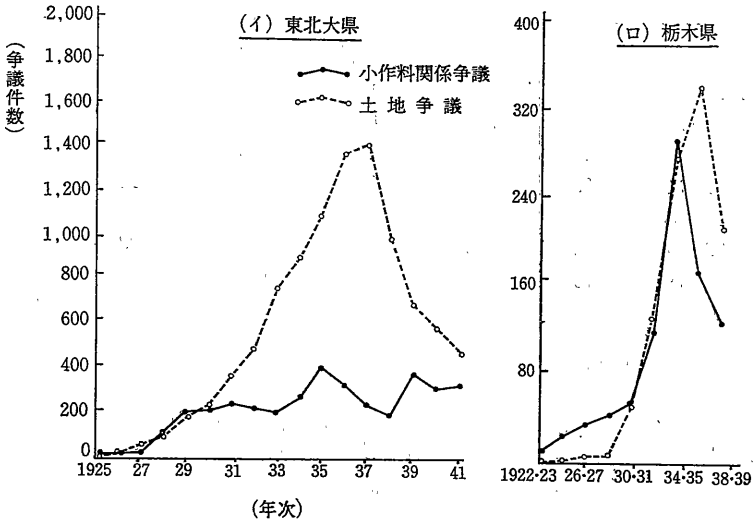
この地域は、先進地域とまさに対照的な争議発生状況を示している。両者の相違は単なる段階差ではなく、類型差とでもいべきものである。この地域には東北六県のほか、栃木・群馬・茨城の北関東三県が含まれるが、その特徴は次のとおりであった（図2参照）。

第一に、大正末期にはほとんど争議が発生しておらず、昭和期に入って小作料関係争議も漸増するとはいうものの、その状況は全体的には停滞的であり、反面、とりわけ昭和恐慌を画期に土地争議が一方的に展開するかたちをとっていた（ただ栃木県だけは両争議の件数はほぼ等しく推移していた。「地主攻勢的」条件に対比して「小作人攻勢的」条件の著しい弱さが、この地域を特徴づけていたのである。その社会経済的背景はすでに周知のことと思われるので、ここであえて述べることはしない。

第二に、以上の点に対応して、昭和恐慌期においてもきわめて特徴的な動きが確認される。まず、土地をめぐる対立が先鋭化したことである。なるほど、土地争議のピークは恐慌後の三五・六年あたりであるが、地主の土地返還要求は恐慌期において最も激裂化していた。別の機会でも述べたように、土地争議における小作農民の調停申立率は、恐慌期に飛躍的に増加していたのである<sup>36)</sup>。一方、小作料関係争議については、昭和期に入って漸増しつつあったのが、恐慌期になると明らかに頭打ち停滞現象を示していることがまず注目されなければならない。先進地域のように争議

昭和恐慌期の小作争議状況

図2 小作争議の発生状況（後進地域）





第2表 小作料関係争議の要求内容別件数（東北六県）

（単位：件）

	値上反対	一時的減額	永久的減額	納入延期並びに分割払	その他	計
1926・27	9	29	15	—	3	56
28・29	27	218	64	—	12	321
30・31	28	303	110	9	34	484
32・33	33	248	35	93	18	427
34・35	45	454	27	156	10	692
36・37	83	253	106	125	23	590
38・39	70	192	126	190	16	594
40・41	56	305	154	131	5	651

（注）各年『小作年報』『農地年報』より作成。

件数自体が前後の時期に比べて落ち込むということはないが、その内容まで立ち入って検討すると（東北六県について小作料関係争議の要求内容別件数を第2表に示した）、同様の状況が確認できる。

もともと、後進地域の小作料関係争議は、先進地域のそれのように要求内容が「一時的小作料減額」に一元化することはなく、それを基本としつつも、ほかに「永久的小作料減額」「小作料の納入延期並びに分割払」「小作料値上反対」などの要求も相当の割合を占めていた。これ自体、後進地域における小作料関係争議の後退的性格を示すものにほかならないが、昭和恐慌期になると、それに加えて「永久的小作料減額」を要求する争議が、二八・二九年六四件、三〇・三一年一〇件、三二・三三年三五件、三四・三五年二七件、三六・三七年一〇六件、三八・三九年一二六件、と急減する事態が生じているのである。このことは重要な意味をもっている。次のような事情がそこには示唆されているからである。

周知のように、後進地域では、先進地域と違って大正末期にはまだ小作料の引き下げはほとんど実現されていなかった。争議の課題として、それは昭和期に持ち越されたのである。年々小作料減免を積み重ねていくという手もあるが、まず小作料の引き下げ＝小作料関係の改善が先決であった。

その意味で、大勢として争議への決起が非常に困難な状況、つまり、小作料の引き下げまでは要求しえないから、と  
りあえず小作料の減免をめざす、あるいはその支配方法の改善を獲ち取る、はては地主の小作料値上げ攻勢に対して  
抵抗しなければならぬ、といった状況<sup>(27)</sup>下で、「永久的小作料減額」争議が、少ない件数であったとはいえ一定の密度  
で発生していたことは、きわめて重要な意義をもつ。ところが、恐慌期にはその展開余地がさらに狭められることにな  
ったわけである。かといって、農家経済の「解体」的状況のなかで応急的対策としてとりあえず小作料の減免を要  
求していかうということでは、「一時的小作料減額」争議が増加しているかといえば、そうでもない。そうした争議も、  
二八・二九年二一八件、三〇・三一年三〇三件、三二・三三年二四八件、三四・三五年四五四件、と恐慌期にはやは  
り停滞的なのである。ただ両争議を比較すると、恐慌期には、「永久的小作料減額」争議の方が明らかに急激な減少  
カーブを描いている。また、「小作料の納入延期並びに分割払」を要求した争議が昭和恐慌を契機に急増しているこ  
とにも合わせて注意したい。要するに、もともとの特徴ではあったが、後進地域では、小作農民は生存確保のギリギ  
リの水準に追い込められない限り争議に起ち上がらないという傾向が、恐慌によってさらに強められたのである。

先進地域に比べて後進地域では、大正末期の争議段階を経験していないだけ小作料の問題もより切実化していたとい  
える。恐慌期における小作料関係争議の上述した如き内容的変化、あるいは三八年以降の、戦争体制への本格的突  
入によっても、小作料関係争議の件数がほとんど変化していなかったこと（先進地域では激減していた<sup>(28)</sup>）などは、そうし  
た事情を反映したものと考えられる。また、後進地域における恐慌期の農家経済が一般的に惨々たる状態にあったこ  
とも周知のとおりである。そして、小作料をめぐる地主との闘いの経験も恐慌前に皆無というわけではなかった。と  
なると、昭和恐慌は、後進地域においても（後進地域においてはひとときわ、というべきであるが）地主の高額小作料搾取に

第3表 争議発生状況・農民組合設立状況の地域性

(単位：人、%)

府 県 名	小作争議比重		系 統 組 合						単 独 組 合				農 民 組 合 重 比 (1928)		
	(A)	(B)	組 合 数		組 合 員 数		組 合 員 重 比 (1928)	組 合 数		組 合 員 数		組 合 員 重 比 (1928)			
			1931	1935	1928	1931		1935	1928	1931	1935				
先 進 地 域	岐阜	9.72	90.0	115	103	6,592	4,758	3,127	6.9	95	102	10,667	6,980	9,159	18.0
	愛知	7.21	76.6	47	29	1,584	3,938	3,081	1.2	104	108	14,295	11,245	10,903	11.6
	京都	8.45	64.2	38	21	2,635	2,197	1,331	5.0	43	71	4,440	2,446	4,657	13.4
	大阪	17.90	106.9	98	72	4,543	4,543	2,185	6.8	22	22	1,471	1,586	1,273	9.0
	兵庫	28.18	193.7	76	55	4,136	3,819	2,562	3.0	101	99	11,539	8,570	7,467	11.4
	奈良	11.77	49.4	48	25	3,294	1,370	844	8.0	20	15	1,286	1,141	938	11.1
	和歌山	8.42	51.7	44	39	461	1,128	717	1.0	32	16	3,474	2,084	1,352	8.2
	玉瀧	3.35	27.4	28	22	211	1,548	324	0.2	120	91	16,533	14,993	10,407	13.6
	山梨	3.56	19.4	256	302	12,788	14,876	11,060	8.3	240	237	22,612	17,315	16,215	23.0
	新富士	1.32	3.2	24	10	—	2,322	314	—	83	125	5,569	4,897	6,360	9.5
長三波	4.95	38.7	206	120	8,030	11,505	6,722	13.5	189	151	16,262	12,076	12,524	40.9	
鳥島	1.09	7.4	40	16	2,433	3,109	636	1.8	104	116	7,262	7,644	9,481	7.1	
賀取	6.10	41.1	55	30	2,565	2,460	684	3.5	56	19	5,393	5,502	1,484	10.5	
根川	2.58	16.6	10	1	421	431	10	0.7	62	66	4,079	4,101	4,309	7.4	
徳香	5.18	52.9	82	87	4,661	4,507	2,611	9.9	14	13	4,364	1,151	883	19.1	
徳香	3.37	15.7	65	14	1,667	2,139	413	2.1	88	58	5,392	5,367	3,361	8.9	
福鹿	3.61	31.2	63	70	3,036	2,127	2,668	2.6	106	59	13,870	11,728	6,193	14.6	
鹿	6.17	53.0	39	27	444	1,442	796	0.9	66	95	7,370	7,596	9,489	16.1	
鹿	5.41	50.9	—	—	—	—	—	—	23	2	6,266	1,498	160	8.6	
鹿	7.32	42.8	153	172	—	7,936	—	7.6	15	14	4,351	2,914	1,552	11.7	
鹿	0.10	1.9	4	3	265	496	399	0.2	1	2	963	400	508	0.9	

民衆組合の争議発生状況

千葉県	0.44	1.9	53	57	1,469	1,246	3,775	1.3	64	128	6,151	5,995	6,926	6.5
東京都	2.73	16.3	5	9	100	379	281	0.2	11	11	1,330	1,479	1,177	3.6
神奈川県	6.14	46.5	9	12	259	324	563	0.5	25	27	1,558	1,696	1,940	3.3
石川県	1.03	3.7	—	—	—	—	—	—	30	43	2,472	1,611	2,140	4.1
静岡県	4.55	16.8	23	17	922	444	266	2.1	33	31	2,512	1,280	1,279	7.7
岡崎県	2.12	18.3	19	41	113	1,149	1,513	0.4	73	66	6,389	6,219	6,082	3.4
山口県	1.47	7.4	8	7	444	519	246	0.4	44	21	3,882	4,139	2,611	5.7
愛媛県	1.08	2.6	23	2	1,361	1,361	26	1.7	27	4	2,243	2,190	200	4.6
高知県	2.57	22.3	11	19	460	429	234	0.6	40	30	4,260	4,910	3,430	5.7
佐賀県	1.09	3.1	4	25	127	235	1,345	0.3	18	8	2,977	4,483	568	6.3
長崎県	2.14	5.8	13	19	566	548	427	1.2	3	5	320	667	820	1.9
熊本県	0.42	4.0	—	—	—	—	—	—	6	1	561	975	159	0.9
大宮	2.14	22.1	—	2	15	15	28	—	5	5	169	395	395	0.2
	0.49	3.1	4	8	—	70	117	—	—	5	33	33	872	—
	1.76	18.7	5	—	930	451	—	1.8	32	35	6,983	4,642	4,637	13.5
後進地域	0.08	0.2	21	27	530	815	696	0.9	2	2	—	166	166	0.9
青森県	0.11	0.3	—	4	—	—	89	—	4	2	269	297	114	0.4
手取郡	0.22	1.5	19	35	868	454	735	1.1	7	8	2,645	737	434	5.8
宮城郡	1.09	3.1	87	74	5,353	3,675	1,976	7.3	27	35	1,337	3,816	2,282	9.2
秋田郡	1.21	4.0	41	28	1,992	2,203	1,501	2.6	34	43	2,266	2,415	3,335	5.6
山形郡	0.42	1.2	11	46	130	136	910	0.2	42	84	1,437	2,942	6,026	1.9
福島郡	0.36	3.7	18	50	381	475	607	0.3	32	31	3,317	2,573	2,352	3.0
茨城郡	1.41	7.9	38	53	1,463	2,650	1,697	2.0	81	36	4,904	4,918	3,035	8.8
群馬郡	2.11	13.2	56	17	2,588	3,274	873	3.2	174	65	13,819	16,479	6,811	20.0

(注) 1. 系組組合、単独組合の組合数と組合員数は、『農地制度資料集成』第2巻、576～82頁、他は『小作調停年報(第三次)』『小作年報』よりとった。

2. 小作争議比重(%) =  $\frac{1917 \sim 27 \text{年, 小作争議件数}}{1927 \text{年, 小作争議件数}} \times 1000$ , 小作争議比重(%) =  $\frac{1921 \sim 27 \text{年, 小作争議係地面積}}{1929 \text{年, 総小作地面積}} \times 100$ 。なお, 小作地面積は, 内閣統計局『農業調査結果報告』(1930年)の数字。

3. 農民組合員比重は, それぞれの農民組合員を小作・小作農家戸数(『第4次農林省統計表』の数字)で除したものである。

対する小作農民の反発・不満をさらに強めていたはずである。ところが、地主に対する小作農民の現実の行動は、上述したように著しく消極的・後退的なものであった。先進地域に比べて後進地域では、小作料関係争議に対する昭和恐慌の阻止的作用はさらに強くはたらいたといえよう。

### 〔C〕 中間地域Ⅰ・Ⅱ

先進・後進の両地域に関しては、争議発生状況が典型性を示しているので、地域区分の根拠を示すことも容易である。ところが、両地域に含まれない府県を地域区分するとすると、やや厄介な問題がでてくる。まず、両地域に属する府県は、合わせて一六県であり全国的にはむしろ少数である。そして、両地域とは違い争議発生状況に典型性があるわけでもない。府県ごとに多少偏差があることも予想されるのである。

しかしながら、先進・後進の両地域が争議発生状況を両極端において示しているということは、逆にいえば、両地域以外の府県はいずれもその中間的な争議発生状況にあるということでもある。地域区分の問題も、つきつめれば、この中間的特徴をいかに把握するか、という点につきるといい。そこで、本稿ではまず、これらの府県を一括して中間地域とする。きわめて広範囲におよぶとはいえず、それらに共通性が全くないわけでもない。以下、それらから最大公約数的な特徴を引き出すことによって中間地域の地域性を確認しておきたい。ただ、昭和期に入ってから争議発生状況には明らかに区別すべき二つの型があるので、これについてはⅠ型、Ⅱ型として区別することにする。

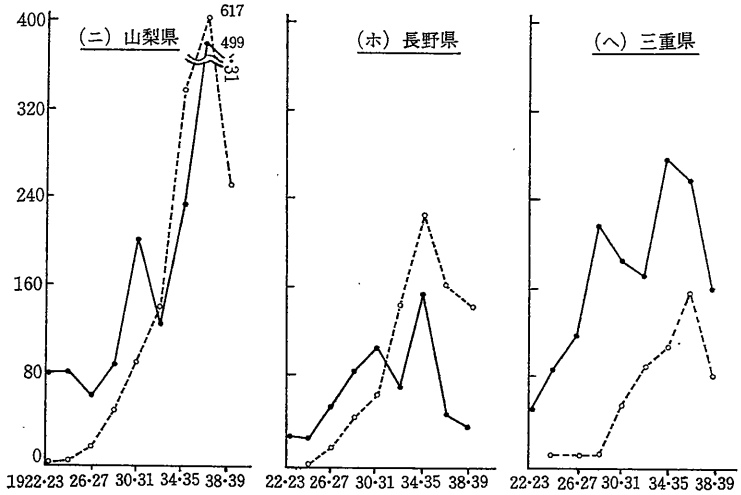
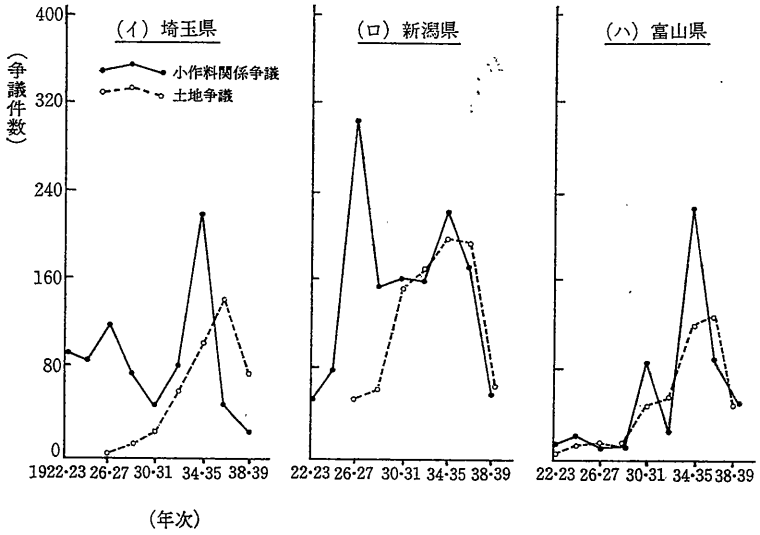
中間地域の特徴としては次の二点が指摘できる。第一に、大正末期においてある程度争議が発生していたことである。第3表で、小作争議比重(Ⅰ)（二七年度小作農家戸数に対する、一七～二七年の総小作争議件数の比率）をみると、①先進地

域の七府県にあつては、いづれも〇・七%以上であるのに対して、中間地域の諸府県はほとど〇・一〜〇・六%の間にあり、差は一目瞭然である。ただ、先進地域の愛知県では〇・七二一%、これに対して中間地域の福岡県は〇・七三二%、ほか徳島県〇・六一七%、神奈川県〇・六一四%、三重県〇・六一〇%、とかなり肉迫しているところもある。そこで、いま一つの小作爭議比重として、二九年度の給小作地面積に対する、二一〜二七年ののべ爭議関係地面積の比率をみると、②福岡県四二・八%、徳島県五三・〇%、神奈川県四六・五%、そして三重県が四一・一%、これに対して愛知県は七六・六%である。先進地域でも奈良・和歌山両県のように、愛知県とは逆に、小作爭議比重(イ)は〇・八%を越えているが、もう一つの小作爭議比重は、鳥取・徳島・香川の諸県とほぼ同一水準の、五〇%前後であるというケースもある。しかし、このように、小作爭議比重(イ)・(ロ)を総合してみると、中間地域の大正末期における爭議発生状況はやはり先進地域と厳然と区別されなければならないことが確認されるのである。

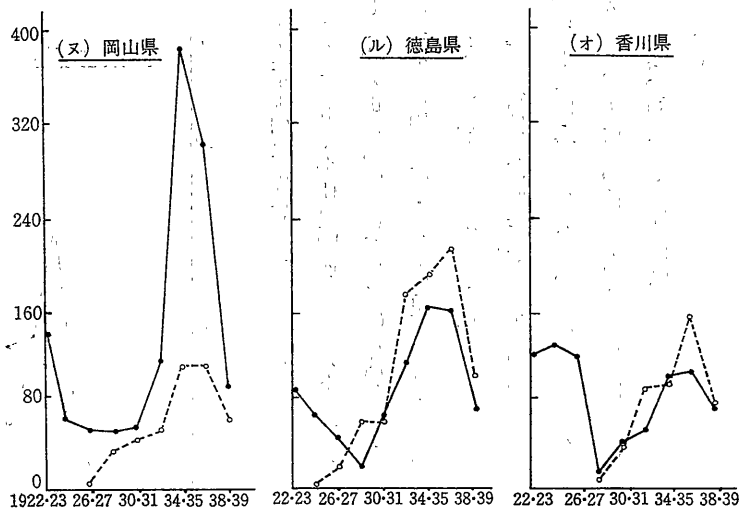
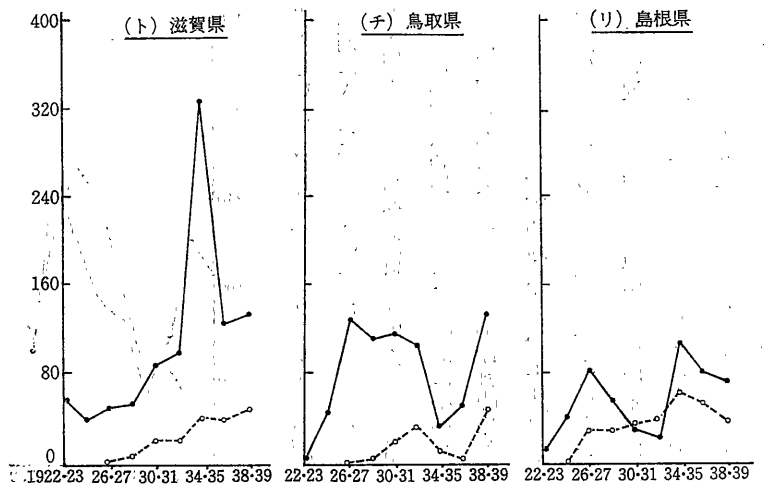
とはいつても、以上のことはあくまでも程度の差であり、中間地域の独自の位置を示す積極的根拠とはならない。事実、千葉・富山・長野・石川・広島・山口・高知・長崎・大分・鹿児島といった諸県では、大正末期における爭議発生状況が、後進地域の秋田・山形両県に比べて活発であったとはいいきれない。栃木・群馬両県などに比べるとはるかに不活発であった。後進地域との差は、このように必ずしも明確ではないのである。この点についてはあとで再び問題にしたいが、とりあえず、右に列記した中間地域の諸県(富山・長野・鹿児島<sup>の三県以外はすべてⅡ型であることに注意せよ</sup>)はほとんど、二一八年時点であるが農民組合の組織率、とくに系統組合のそれがきわめて劣悪であったということに留意しておきたい。

そこで注目したいのが、昭和期に入つての爭議発生状況である。Ⅰ型とⅡ型に分けてそれを図3・4に示した。両

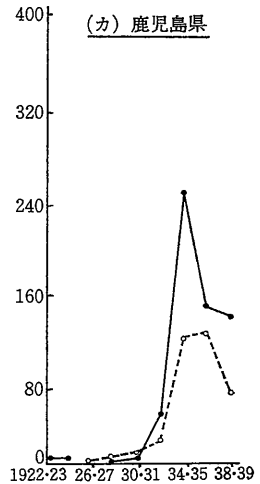
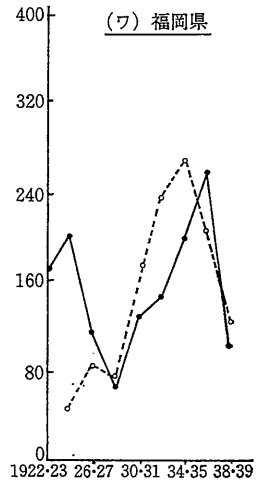
図3 小作争議の発生状況（中間地域Ⅰ）



昭和恐慌期の小作争議状況





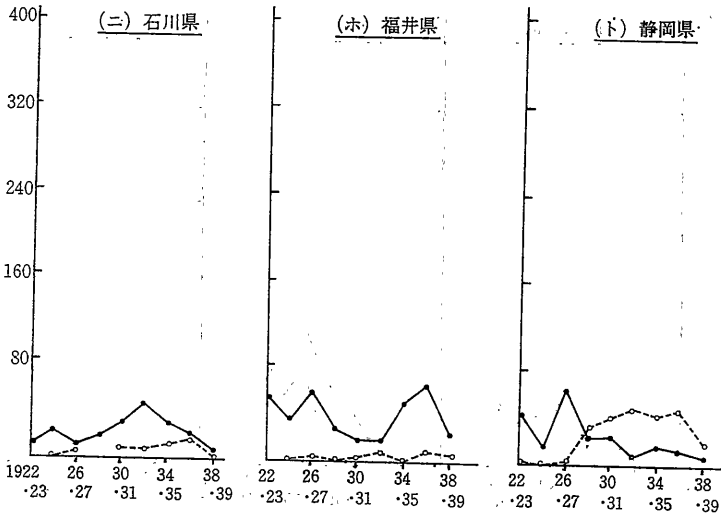
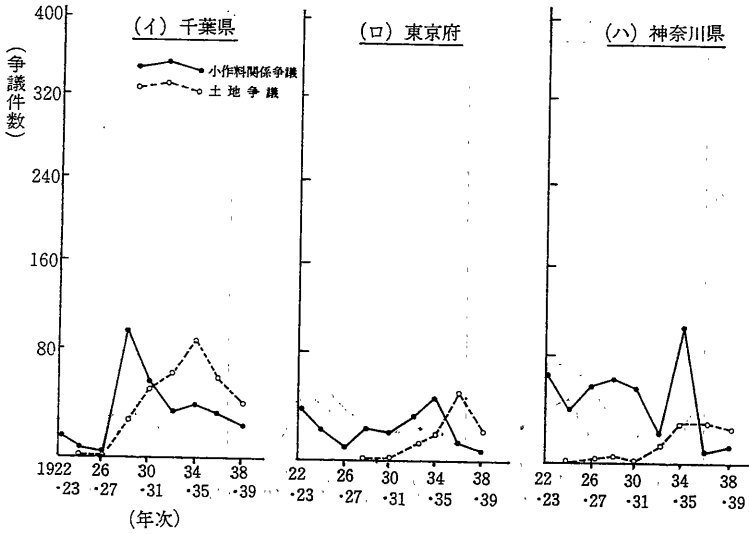


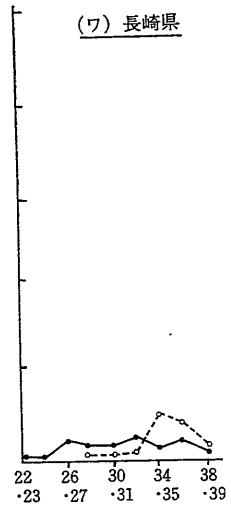
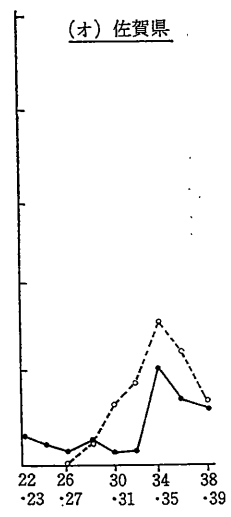
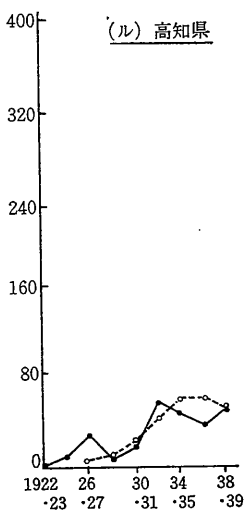
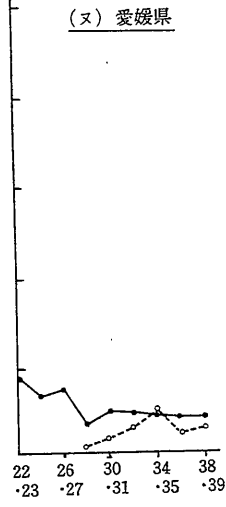
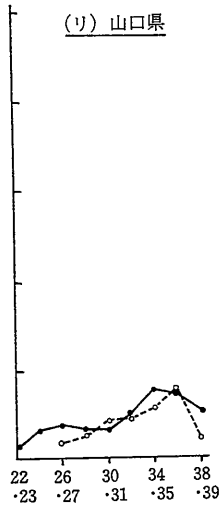
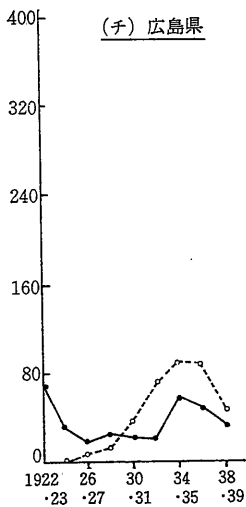
者の違いは一日瞭然であろう。まず、中間地域Ⅰというのは、①大正末期に比較的活発に争議が発生し、なおかつ昭和期に入って、とくに三五年前後にそれと同程度か、それをさらに上廻る小作料関係争議が発生した諸県(埼玉・新潟・山梨・三重・鳥取・島根・岡山・徳島・香川・福岡の各県)、そして②大正末期においてはさほど活発な争議の発生はなかったが、昭和期に入って飛躍的に小作料関係争議が増加した諸県(富山・長野・滋賀・鹿児島各県)からなる。要するに、昭和期に入ってもなお小作料関係争議がかなりの程度に発生していたことが、この地域の特徴であった。

これに対して、中間地域Ⅱは、全体的に大正末期における争議発生状況は不活発で、なおかつ昭和期に入っても小作料関係争議は目立った展開をみせていない点に特徴があった。東京・静岡・愛媛・熊本といった諸県は、大正末期の争議発生状況ではⅠ型の滋賀県とほぼ同水準にあるが、昭和期に入っている小作料関係争議の発生状況は全く異なっている。この対照性のなかに、Ⅰ型とⅡ型の差異が歴然と示されている。なお、神奈川・福井両県は、ここでは一応Ⅱ型に含めたが、大正末期に比較的活発な争議の発生をみているうえに、三五年前後もそれとほぼ同水準にあることから(ただ、神奈川県は三五・三六年に突発的に増加しているだけで、全体的にはかなり退潮的な状況にある)、Ⅰ型にしても別に問題はない。

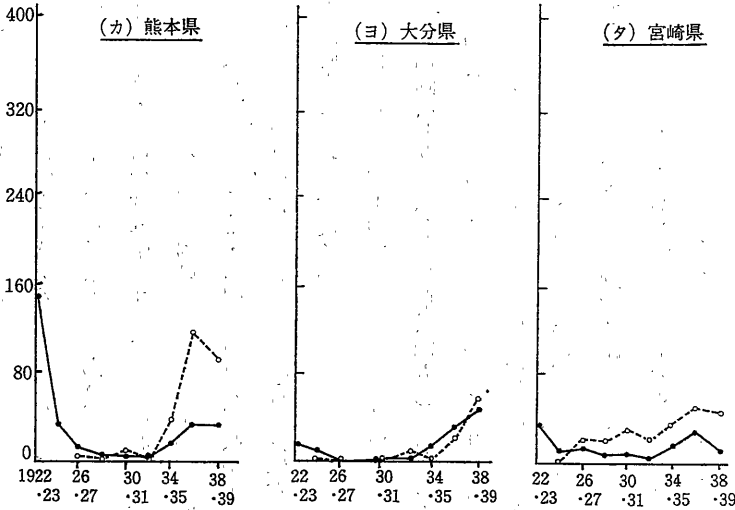
昭和恐慌期の小作争議状況

図4 小作争議の発生状況（中間地域Ⅱ）





昭和恐慌期の小作争議状況



しかし、ここで注目したいのは、以上のようなⅠ型とⅡ型の差異にもかかわらず、中間地域では、小作料関係争議と土地争議の発生状況の推移が、もちろん例外(福井・滋賀・鳥取県など)もあるが、ほとんどの府県ではほぼ軌を一にしているということである。Ⅰ型では小作料関係争議にはほぼ見合った発生状況にあるが、Ⅱ型では昭和期を通して土地争議もほとんど発生していない。争議発生状況の中間的特徴というのはこの点にある。地主の土地要求が、小作料減免に向けての小作農民の闘いとまさに対抗するものとしてあった、ということがこれから結論されるのである。その主たる原因が、大正末期の争議が局部的・部分的なものに止まった点にあることはいうまでもない。

では、こうした中間地域Ⅰ・Ⅱの差異を規定していた要因はいったい何か。次にこの点が問題となるが、それは第3表をみれば明らかである。要するに、両者の決定的差異は、農民組合の組織状況に求められるのである。まず、Ⅱ型における農民組合の組織率を二八年度についてみると、宮崎県一三・五%、福井県七・七%、千葉県六・五%、高知県六・三%、静岡県五・

七%がめばしいところで、ほかはすべて五%を切っている。これは単独組合も含めたばあいであるが、Ⅱ型の特徴はむしろ系統組合の組織状況の非常なる劣悪さにある。それを同じく二八年度についてみると、組合員が千名を越えているのは、千葉・山口二県のみであり、そしてその全小作農家に対する比率が1%以上であるのは、二県に加えて福井・佐賀・宮崎の計五県にすぎない。昭和期における小作料関係争議の発生状況との対応関係を知るために、三一年度についてみると、静岡県で一一三名から一一四九名への増加がみられたが、福井・宮崎の両県では組合員がそれぞれ半減している。千葉・静岡・山口の三県が千名を越える組合員を擁していたほかは、組合員が皆無かそれに等しい状況にある四県を含め、いずれも組合員数は六〇〇名以下であった。これが、Ⅱ型に属する府県における系統組合の当該時点での組織状況であった。

これに対して、Ⅰ型ではどうか。系統組合の組合員数を三一年度についてみると、新潟・山梨の両県が一万名を越え、福岡県七九三六名、鳥取県四五〇七名、長野県三一〇九名のほか、富山・三重・鳥取・岡山の四県がいずれも二千名を越えており、千名未満は滋賀・香川・鹿児島のみである。滋賀・鹿児島は、単独組合の組織状況も良好というわけではないから(前者が八%弱、後者が1%強、とⅡ型の諸県と比べても組織率は高くない)、Ⅰ型では例外的である。けれども、香川県のばあい、この状況は明らかに弾圧によるものである。県連組織が壊滅させられても、支部組織がなお実体を保ち活動を持続させていたということであろうが、やや特殊なケースである。

しかし、Ⅰ型に関しては、以上の点と合わせて、二八年時点における農民組合の組織状況が、先進地域の諸府県と比べても必ずしも劣っていないということ、否、むしろ優勢な諸県が相当数あるということに注意しなければならぬ。まず、農民組合全体の組織率をみると、先進地域では、一八・〇%の岐阜県を頂点に、京都府が一三・四%、

次いで愛知・兵庫・奈良の三県が一一%台、ほか大阪府と和歌山県が八〇九%台という状況である。これに対して、中間地域Ⅰでは、四〇・九%の山梨県、二三・〇%の新潟県をはじめとして六県が二三%を越えているほか（全体で一四県のうち）、長野・滋賀・鹿児島<sup>一</sup>の三県を除けばすべて八%以上の水準にある。また、系統組合の組織状況（二八年度）も、Ⅰ型のばあい農民組合全体に対する系統組合の組織率はやや低目であるが、それでも、山梨県一三・五%、鳥取県九・九%、新潟県八・三%、福岡県七・六%などの諸県は、先進地域のトップグループにある奈良県八・〇%、岐阜県六・九%、大阪府六・八%を上廻っており、全体的にも決して見劣りしないのである。

以上で、昭和期における小作料関係争議の発生状況が中間地域Ⅰ・Ⅱで異なっていた理由が一応理解されたと思われる。けれども、ここで農民組合の組織状況について時期別の地域比較をやや詳細に試みたのは、そこには同時に大正末期と昭和期の小作料関係争議の相違が示唆されていると考えたからである。というのは、こういうことである。

まず、大正末期の争議に関連して、先進地域と中間地域Ⅰにおける農民組合の組織状況の差異に留意したい。中間地域Ⅰ・Ⅱにおける大正末期の状況的差異に明らかかなように、当該期においても、争議発生状況は、基本的に農民組合、とくに系統組合の組織状況に規定されていたといつていい。けれども、その関係はまだゆるやかであった。農民組合の組織状況では先進地域、中間地域Ⅰに十分匹敵していたにもかかわらず、大正末期の争議がきわめて不活発に終わった秋田・山形・栃木・群馬といった後進地域の諸県の例、そして決定的には先進地域と中間地域Ⅰの違いが、そのことを端的に示している。農民組合の組織状況では同じ水準にありながら、争議発生状況がこのように大きく異なっていたのは、農民組合がいわゆる休眠状態にあったかどうかはともかくとして、とくに先進地域では農民組合が干渉してない争議もかなり広範に展開していたからである。それだけ争議も、大正末期には幅広さもちえていた、と

第4表 農民組合及び無産政党の関係した小作争議

(単位：件，人，町歩，%)

年次	争 議 総 数			農民組合及無産政党関係争議総数		
	件 数	1件当り 関係小作人	1件当り 関係面積	件 数	1件当り 関係小作人	1件当り 関係面積
1931	3,419 (100.0)	23.7	17.7	1,414 (41.4)	19.2	14.7
32	3,414 (100.0)	18.0	11.4	1,268 (37.1)	16.0	10.0
35	6,824 (100.0)	16.6	10.4	1,315 (19.3)	17.4	9.7
年次	うち全国農民組合			うち単 独 組 合		
	件 数	1件当り 関係小作人	1件当り 関係面積	件 数	1件当り 関係小作人	1件当り 関係面積
1931	938 (27.4)	14.6	10.7	194 (5.7)	53.7	47.3
32	958 (28.0)	9.8	6.2	152 (4.5)	57.6	33.8
35	770 (11.2)	9.3	4.9	269 (3.9)	48.1	29.5

- (注) 1. 『農地制度資料集成』第2巻，360～65頁より作成。  
 2. ( )内は件数比率。

理解する以外にない。

これに対して、昭和期、厳密には昭和恐慌を転機に小作料関係争議の発生状況は、農民組合、とくに系統組合の組織状況に一層強く左右されるようになる。大正末期のように一般の農民大衆も広範に争議に決起するというのではなく、極論すれば農民組合、とくに系統組合が一人争議を担う状況になるのである。いいかえれば、それだけ農民の運動の幅も狭められたということである。中間地域Ⅰ・Ⅱの違いはこのことを端的に物語っているわけである。

以上の点は重要なので、第4表によってさらに詳しい、かつ一般的な検討を加えておこう。同表は、農民組合および無産政党が関係した争議の件数と割合を示したものである。あいにく三一・三二・三五の三ヶ年の数字しか得られないので、恐慌前との比較は断念せざるをえないが、恐慌を脱却して再び小作料関係争議が高揚を示す段階(三五年)との比較を通して恐慌期の特徴をうきばりにしたいわけである。注意すべきは三点である。

まず、①農民組合・無産政党が関係した争議の割合が、三一年四一・四%、三二年三七・一%、これに対して三三年は一九・三%、と恐慌期に急激に高まっていることである。ただ②件数では、順に一四一四件、一二六八件、一三一五件、とほとんど変化がない。全農の関係した争議などは、九三八件↓九五八件↓七七〇件と変化し、勢力の衰退に対応して恐慌後に減少しているほどである。こうした争議に関しては、一件あたり規模が相対的にやや小さ目であることに合わせて注意しておく必要がある。とくに全農が関係した争議ではその傾向が強い。これは、地域差（一般的に東日本が高率で、西日本は低率であった）をも反映しているが、農民組合・無産政党、とくに全農がいかなる争議に多く関係していたかを示唆するものとして重要である。

ところが、③同じ農民組合が関係した争議でも、単独組合のばあいはやや違った動きを示している。つまり、単独組合が関係した争議の割合をみると、三一年五・七%、三二年四・五%、三五年三・九%、とやはり恐慌期にやや上昇しているものの、農民組合・無産政党が関係した争議全体の動向に比べると著しく微弱である。これは、いうまでもなく、件数が三一年一九四件、三二年一五二件、三五年二六九件、と恐慌後に急増したことに規定されていた。三一・三二年から三五年にかけて、中間地域・後進地域を中心としたかなり多くの諸府県で単独組合の激減がみられた（前掲第3表参照）。そうしたなかでの争議件数の増加だったわけである。恐慌後における単独組合の活性化は明白であろう。また、単独組合が関係した争議は、一件あたりの関係小作人が五〇名前後であり、かなり規模の大きいことにも注意しておきたい。

以上の点から次のことが確認できる。第一に、昭和恐慌期に、農民の運動の幅が最も狭隘化したことである。第二に、そうしたなかでも農民組合・無産政党に結集する小作農民は積極的に争議に起ち上がっていったが、けれどもそ



うした争議は相対的に土地争議が多かったことである。そして第三に、これは単独組合の動向に端的に示されている点であるが、農民組合に一応結集している小作農民にしても、恐慌期には小作料減免に向けての動きが消極化していることである（なお、この点は、一般的に軟弱とされる単独組合ゆえとも考えられるので、系統組合も含めてそういえるかどうかはいまのところ留保しておくほかならぬ）。

## （三）ま と め

〔一〕 昭和恐慌期における小作料関係争議の発生状況については、上述の点とも関連して、さらに次の事実を指摘しておこう。それは、小作料関係争議の個別的規模・範囲に関する問題である。とはいっても、争議の規模は、農民組合が関係しているかいないか、また関係しているばあいも組合の組織のされ方などによって直接影響をうける。これらの点が全く不明である以上、以下の検討も一応の目度をつけるにすぎない。この点、あらかじめ留意しておく必要がある。

そこで、第5表をみてみよう。同表は、先進地域から愛知・大阪・兵庫の三府県、中間地域から新潟・岡山・福岡の三県をそれぞれ任意に選び出し、関係面積規模別に小作料関係争議の件数と割合を示している。これから指摘したいことは次の二点である。第一に、二八・二九年ごろを転機に、ほぼ各府県一様に争議が小規模化していることである。周知のように、先進地域では二六・二七年ごろには争議は明らかに退潮に向かいつつあった。けれども、争議規模の縮小はその時点ではなく、二〇三年遅れて顕現したのである。昭和恐慌とも時期的には少しずれるが、それを契機に争議規模の縮小が本格的に進んだことは間違いない（そのなかにあつて三一・三四の両年はやや例外的であるが、いう

失進地域——(4) 愛 知 県 第5表 小作料関係争議の規模別件数推移 (単位:件, %)

面積(町歩)	年次							計
	0~3	3~5	5~10	10~30	30~50	50~100	100~	
1925	11 (12.2)			24 (27.6)	15 (17.2)	24 (27.6)	12 (13.8)	87 (100.0)
26	3 (6.1)			17 (34.7)	11 (22.4)	13 (26.5)	5 (10.2)	49 (100.0)
27	6 (10.5)			15 (26.3)	13 (22.8)	14 (24.6)	9 (15.8)	57 (100.0)
28	2 (7.7)			11 (42.3)	4 (15.4)	4 (15.4)	4 (15.4)	26 (100.0)
29	2 (5.4)			21 (56.8)	5 (13.5)	6 (16.2)	3 (8.1)	37 (100.0)
30	3 (11.1)			17 (63.0)	1 (3.7)	2 (7.4)	4 (14.8)	27 (100.0)
31	-1 (-3.0)			17 (51.5)	5 (15.2)	7 (21.2)	5 (15.2)	33 (100.0)
32	2 (4.8)			11 (26.2)	9 (21.4)	12 (28.6)	8 (19.0)	42 (100.0)
33	-2 (-11.1)			4 (22.2)	12 (66.7)	2 (11.1)	2 (11.1)	18 (100.0)
34	3 (6.4)			9 (19.1)	15 (31.9)	14 (29.8)	5 (10.6)	47 (100.0)
35	8 (7.1)			35 (31.0)	24 (21.2)	19 (16.8)	17 (15.0)	113 (100.0)
36	8 (25.8)			10 (32.2)	7 (22.6)	2 (6.5)	4 (13.0)	31 (100.0)
37	10 (21.7)			3 (6.5)	8 (17.4)	9 (19.6)	6 (13.0)	46 (100.0)
38	12 (54.5)			6 (27.3)	3 (13.6)	—	1 (4.5)	22 (100.0)
39	19 (54.2)			9 (25.7)	2 (5.7)	2 (5.7)	3 (8.6)	35 (100.0)

昭和恐慌期の小作争議状況

## (甲) 大阪府

(単位：件，%)

年次	面積(町歩)		5～10	10～30	30～50	50～100	100～	計
	0～3	3～5						
1925	9 ( 3.6)		20 ( 8.0)	110 (43.8)	56 (22.3)	50 (19.9)	16 ( 6.4)	251 (100.0)
26	6 ( 1.7)		40 (11.3)	137 (38.8)	83 (23.5)	71 (20.1)	18 ( 5.1)	353 (100.0)
27	7 ( 4.7)		13 ( 8.7)	65 (43.6)	32 (21.5)	21 (14.1)	9 ( 6.0)	149 (100.0)
28	20 (10.8)		24 (12.9)	59 (31.7)	44 (23.7)	31 (16.7)	7 ( 3.8)	186 (100.0)
29	7 ( 4.9)		24 (16.8)	39 (27.3)	33 (23.1)	29 (20.3)	3 ( 2.1)	143 (100.0)
30	4 ( 5.6)		9 (12.7)	32 (45.1)	16 (22.5)	7 ( 9.9)	3 ( 4.2)	71 (100.0)
31	3 ( 3.4)		8 ( 9.0)	30 (33.7)	23 (25.8)	9 (10.1)	8 ( 9.0)	89 (100.0)
32	7 (14.0)		5 (10.0)	19 (38.0)	9 (18.0)	9 (18.0)	1 ( 2.0)	50 (100.0)
33	5 ( 7.9)		12 (19.0)	21 (33.3)	13 (20.6)	10 (15.9)	2 ( 3.2)	63 (100.0)
34	7 ( 5.9)		14 (11.8)	47 (39.5)	28 (23.5)	14 (11.8)	3 ( 2.5)	119 (100.0)
35	25 (12.8)		38 (19.5)	68 (34.9)	36 (18.5)	17 ( 8.7)	11 ( 5.6)	195 (100.0)
36	22 (14.8)		17 (11.4)	55 (36.9)	29 (19.5)	21 (14.1)	5 ( 3.4)	149 (100.0)
37	7 ( 4.8)		20 (13.7)	71 (48.6)	30 (20.5)	14 ( 9.6)	4 ( 2.7)	146 (100.0)
38	12 ( 9.1)		11 ( 8.3)	56 (42.4)	30 (22.7)	20 (15.2)	3 ( 2.3)	132 (100.0)
39	-3 (-5.7)		7 (13.2)	31 (38.5)	11 (20.8)	6 (11.3)	1 ( 1.9)	53 (100.0)

イ) 兵庫 県

(単位: 件, %)

年次	面積(町歩)							計
	0～3	3～5	5～10	10～30	30～50	50～100	100～	
1925	23 (10.7)	13 (6.0)	32 (14.9)	86 (40.0)	34 (15.8)	24 (11.2)	4 (1.9)	215 (100.0)
26	11 (3.0)	11 (3.0)	39 (10.8)	185 (51.1)	67 (18.5)	37 (10.2)	5 (1.4)	362 (100.0)
27	14 (8.2)	9 (5.3)	20 (11.7)	69 (40.4)	33 (19.3)	18 (10.5)	6 (3.5)	171 (100.0)
28	4 (5.3)	6 (8.0)	11 (14.7)	42 (56.0)	7 (9.3)	4 (5.3)	—	75 (100.0)
29	18 (20.5)	9 (10.2)	9 (10.2)	29 (33.0)	8 (9.1)	13 (14.8)	2 (2.3)	88 (100.0)
30	22 (29.3)	3 (4.0)	8 (10.7)	21 (28.0)	10 (13.3)	10 (13.3)	1 (1.3)	75 (100.0)
31	29 (22.1)	7 (5.3)	15 (11.5)	53 (40.5)	17 (13.0)	10 (7.6)	—	131 (100.0)
32	27 (39.7)	5 (7.4)	9 (13.2)	16 (23.5)	3 (4.4)	4 (5.9)	—	68 (100.0)
33	15 (32.6)	6 (13.0)	7 (15.2)	12 (26.1)	2 (4.3)	3 (6.5)	1 (2.2)	46 (100.0)
34	21 (14.4)	6 (4.1)	21 (14.4)	51 (34.9)	27 (18.5)	18 (12.3)	2 (1.4)	146 (100.0)
35	20 (21.1)	5 (5.3)	20 (21.1)	31 (32.6)	13 (13.7)	3 (3.2)	2 (2.1)	95 (100.0)
36	12 (17.9)	3 (4.5)	11 (16.4)	25 (37.3)	6 (9.0)	6 (9.0)	4 (6.0)	67 (100.0)
37	35 (24.3)	6 (5.8)	11 (10.7)	36 (35.0)	12 (11.7)	4 (3.9)	1 (1.0)	103 (100.0)
38	22 (30.6)	11 (15.3)	14 (19.4)	17 (23.6)	3 (4.2)	5 (6.9)	2 (2.8)	72 (100.0)
39	26 (51.0)	4 (7.8)	5 (9.8)	6 (11.8)	9 (17.6)	1 (2.0)	—	51 (100.0)

中間地域 I —— (1) 新 潟 県

(單位：件，%)

年次	面積(町步)							計
	0~3	3~5	5~10	10~30	30~50	50~100	100~	
1925	8 (11.8)	4 (5.9)	8 (11.8)	21 (30.9)	11 (16.2)	9 (13.2)	77 (10.3)	68 (100.0)
26	13 (6.9)	13 (6.9)	12 (6.3)	52 (27.5)	31 (16.4)	41 (21.7)	36 (19.0)	189 (100.0)
27	9 (7.3)	6 (4.9)	12 (9.8)	37 (30.1)	21 (17.1)	24 (19.5)	8 (6.5)	123 (100.0)
28	14 (18.6)	7 (9.3)	4 (5.3)	30 (40.0)	6 (8.0)	7 (9.3)	4 (5.3)	75 (100.0)
29	17 (17.7)	13 (13.5)	10 (10.4)	34 (35.4)	10 (10.4)	10 (10.4)	1 (1.0)	96 (100.0)
30	29 (34.1)	11 (12.9)	11 (12.9)	26 (30.6)	3 (3.5)	3 (3.5)	2 (2.4)	85 (100.0)
31	21 (21.0)	8 (8.0)	10 (10.0)	25 (25.0)	17 (17.0)	13 (13.0)	6 (6.0)	100 (100.0)
32	24 (26.1)	15 (16.3)	9 (9.8)	16 (17.4)	12 (13.0)	10 (10.9)	6 (6.5)	92 (100.0)
33	27 (36.0)	3 (4.0)	11 (11.7)	12 (16.0)	14 (18.7)	5 (6.7)	3 (4.0)	75 (100.0)
34	31 (31.6)	9 (9.2)	10 (10.2)	17 (17.3)	11 (11.2)	12 (12.2)	8 (8.2)	98 (100.0)
35	59 (40.1)	13 (8.8)	17 (11.6)	37 (25.2)	10 (6.8)	9 (6.1)	2 (1.4)	147 (100.0)
36	37 (31.6)	15 (12.8)	9 (7.7)	37 (31.6)	9 (7.7)	6 (5.1)	4 (3.4)	117 (100.0)
37	33 (47.1)	3 (4.3)	8 (11.4)	16 (22.9)	6 (8.6)	1 (1.4)	3 (4.3)	70 (100.0)
38	9 (23.6)	4 (10.5)	6 (15.8)	10 (26.3)	5 (13.2)	4 (10.5)	—	38 (100.0)
39	12 (50.0)	3 (16.7)	2 (8.3)	—	1 (4.2)	6 (25.0)	—	24 (100.0)

## (甲) 岡山県

(単位:件,%)

年次	面積(町歩)								計
	0~3	3~5	5~10	10~30	30~50	50~100	100~		
1925	8 (15.1)	4 (7.5)	10 (18.9)	15 (28.3)	7 (13.2)	5 (9.4)	2 (3.8)	53 (100.0)	
26	4 (13.3)	—	5 (16.7)	13 (43.3)	4 (13.3)	2 (6.7)	1 (3.3)	30 (100.0)	
27	3 (10.0)	4 (13.3)	5 (16.7)	11 (36.7)	4 (13.3)	2 (6.7)	1 (3.3)	30 (100.0)	
28	9 (45.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	4 (20.0)	—	1 (5.0)	3 (15.0)	20 (100.0)	
29	19 (48.7)	3 (7.7)	3 (7.7)	10 (25.6)	—	2 (5.1)	1 (2.6)	39 (100.0)	
30	12 (57.1)	1 (4.8)	1 (4.8)	2 (9.5)	3 (14.3)	2 (9.5)	—	21 (100.0)	
31	9 (23.1)	8 (20.5)	4 (10.3)	10 (25.6)	3 (7.7)	3 (7.7)	2 (5.1)	39 (100.0)	
32	25 (41.0)	1 (1.6)	6 (9.8)	12 (19.7)	8 (13.1)	7 (11.5)	2 (3.3)	61 (100.0)	
33	15 (27.3)	5 (9.1)	10 (18.2)	16 (29.1)	6 (10.9)	2 (3.6)	1 (1.8)	55 (100.0)	
34	22 (17.9)	17 (13.8)	20 (16.3)	44 (35.8)	12 (9.8)	6 (4.9)	2 (1.6)	123 (100.0)	
35	73 (25.3)	26 (9.0)	37 (12.8)	85 (29.4)	37 (12.8)	21 (7.3)	10 (3.5)	289 (100.0)	
36	42 (26.8)	15 (9.6)	26 (16.6)	50 (31.8)	18 (11.5)	4 (2.5)	2 (1.3)	157 (100.0)	
37	60 (37.0)	17 (10.5)	25 (15.4)	44 (27.2)	11 (6.8)	3 (1.9)	2 (1.2)	162 (100.0)	
38	28 (38.4)	7 (9.6)	6 (8.2)	20 (2.7)	6 (8.2)	3 (4.1)	3 (4.1)	73 (100.0)	
39	24 (61.5)	2 (5.1)	2 (5.1)	8 (20.5)	1 (2.6)	2 (5.1)	—	39 (100.0)	

イ) 福 岡 県

(単位: 件, %)

面積(町歩)	0～3	3～5	5～10	10～30	30～50	50～100	100～	計
1925	17 (9.9)	8 (4.7)	21 (12.2)	53 (30.8)	34 (19.8)	25 (14.5)	14 (8.1)	172 (100.0)
26	18 (32.1)	4 (7.1)	13 (23.2)	10 (17.9)	6 (10.7)	1 (1.8)	4 (7.1)	56 (100.0)
27	11 (19.6)	4 (7.1)	7 (12.5)	18 (32.1)	10 (17.9)	3 (5.4)	2 (3.6)	56 (100.0)
28	11 (36.7)	2 (6.7)	4 (13.3)	6 (20.0)	1 (3.3)	4 (13.3)	2 (6.7)	30 (100.0)
29	10 (24.3)	2 (4.9)	2 (4.9)	15 (36.6)	8 (19.5)	3 (7.3)	1 (2.4)	41 (100.0)
30	30 (56.6)	3 (5.7)	4 (7.5)	4 (7.5)	3 (5.7)	2 (3.8)	6 (11.3)	53 (100.0)
31	40 (50.0)	4 (5.0)	4 (5.0)	16 (20.0)	9 (11.3)	4 (5.0)	3 (3.8)	80 (100.0)
32	38 (41.8)	3 (3.3)	14 (15.4)	21 (23.1)	7 (7.7)	7 (7.7)	4 (4.4)	94 (100.0)
33	30 (49.2)	3 (4.9)	6 (9.8)	11 (18.0)	5 (8.2)	5 (8.2)	1 (1.6)	61 (100.0)
34	47 (51.0)	6 (6.5)	7 (7.6)	20 (21.7)	3 (3.3)	7 (7.6)	2 (2.2)	92 (100.0)
35	82 (64.6)	9 (7.1)	9 (7.1)	17 (13.4)	4 (3.1)	3 (2.4)	3 (2.4)	127 (100.0)
36	61 (57.5)	8 (7.5)	10 (9.4)	10 (9.4)	7 (6.6)	2 (1.9)	8 (7.5)	106 (100.0)
37	74 (46.3)	11 (6.9)	13 (8.1)	33 (20.6)	15 (9.4)	12 (7.5)	2 (1.3)	160 (100.0)
38	37 (53.6)	7 (10.1)	7 (10.1)	10 (14.5)	5 (7.2)	1 (1.4)	2 (2.9)	69 (100.0)
39	57 (83.8)	3 (4.4)	4 (5.9)	2 (2.9)	—	—	2 (2.9)	68 (100.0)

(注) 1. 各年『小作年報』より作成。( )内は比率。 2. 『小作年報』には、土地争議も含めた数字しか示されていないので、これを除外する必要があった。そこで、各府県とも土地争議は最小の争議規模グループに属すると仮定した。つまり、愛知県では10県歩、大阪府では5町歩、その他の諸県では3町歩までの範囲で土地争議はすべて含まれるとし、当該の争議件数から土地争議件数を差引き作成したのが、上の表である。こうした仮定をしたため、愛知県や大阪府では一部マイナスの数字がでてい

までもなくこれは凶作のためである。そして、兵庫・岡山両県以外は必ずしも明確ではないが、恐慌を脱却した後の一時期、規模の大きい爭議が再び増加していることにも合わせて注意する必要がある。以上要するに、昭和恐慌は、個々の小作料関係爭議の幅をも狭めていったということである。

けれども、第二に、それには当然のことながら地域差があった。つまり爭議規模の縮小は、とくに中間地域Ⅰの三県において著しい。愛知県・大阪府などはもともと規模の大きい爭議が相対的に多かったが、昭和恐慌以降の変化もさほど明瞭ではないのである。こうした差異が、両地域の前述したような爭議発生状況に象徴される、小作農民の力量Ⅱ地主の後退度の違いに規定されていることはいうまでもない。

〔二〕 昭和恐慌期における爭議発生状況は、これまで検討してきたように地域によってかなり大きな差があった。けれども、小作料の減免・支払方法の改善に向けての小作農民の動向（地主の土地返還要求に対する対応ではなく）に注目すれば、地主制の後退度の違いを反映して先進地域↓中間地域↓後進地域の順に強まるとはいえ、そこには闘いの消極化・困難化というべき傾向が共通して現われていた。そこで以下では、これまでの検討を再度確認する意味もかねて、行政当局の、当該期の爭議状況に対する認識を、小作官の觀察・報告を通してみていくことにする。それは、当該期の体制的「危機」をいかに理解するかについても一定の示唆を提供するものとなる。

(1)まず、不況・恐慌の影響は、小作料減免に対する小作農民の姿勢を消極化させ、また現実が発生した爭議においても態度を軟化させたという点。

① 広島県小作官の発言

従来小作料ノ減免ノミニ偏シタル小作人側ノ要求ハ近時小作継続ニノミ集中シ此ノ目的達成ノ為ニハ小作料ノ減額要求ヲ抛棄スル



モ敢テ意トセザル傾向ニ在リ。<sup>(39)</sup>

② 群馬県小作官の発言

藪圃及び一般農産物ノ下落シタ昭和五年当時ニハ金納小作料ノ改訂ハ相当問題トナリ農事組合(協調組合)ガ之ニ力ヲ注イダリ、又争議ニモサウシタ問題ガ現ヘレタリシテ、相当ノ引下ガ行ハレマシタガ夫レハ未ダ局部的ナモノデ一般のニ普及ハシマセンデシタ。処ガ最近不況ノ深刻化スルニモ拘ラズ、改訂ノ声ハ全ク聞カレマセン。コレハ其ノ必要ガナイカラデハナクテ、小作料支払能力ガ極端ニ欠ケテイルコトニ基クノデアリマス。即チ不況ガ甚ダシクテ小作料ノ額ヲ云々スル余裕ナド小作人ニハ無クナツテイルト云フノガ実状デアツテ金納小作料ヲ未払ニスル小作人ハ至ツテ多数デアリマス。カクシテ累積シタ小作料ノ地主ガ強ク催告スルニ至ツテ始メテ小作料ノ改訂ガ問題トサレルノガ最近ノ実情デアツテ、小作人ハ不払ノママニ打チ過ギ、之ノ請求問題ガ現レテ漸ク減額改訂ヲ云々スルト云フ実ニ消極的ナ態度ヲトツテイル次第デアリマス。<sup>(40)</sup>

③ 福島県小作官の発言

然シ今日ニナルト減額ヲミナイ地モミタ地モ同様支払能力ガナク甚シキハ昭和五年来ノ滞納ガ積ツテ居ルノデアリマス。斯様ナ次第デ生活スル為ニハ小作料ノ支払ハ出来ヌノデ生活困難ナリトシテ減額要求ヲスルモノモ相当多ク……。此ノ争議ニ於テ小作人積極的ニ交渉ヲ為サントセズ一応減額ヲ求メル丈デ放任シテ置クノデ地主モ放任シテ置ク訳ニモ行カズ訴訟ヲ起シ之ニ依ツテ問題ノ発端ヲ付ケントシ小作人之ニ對抗シテ始メテ争議トナル状態デアリマス。中ニハ大正十年カラノ滞納モアリ地主ガ立入禁止ヲ為シ返地ヲ要求シテ初メテ小作人側共同耕作シ又ハ調停ヲ申立ルノデ争議態様ハ甚シク陰性ニナツタノハ他府県ト同様デアリマス。即チ従来減額ヲ求メ大衆行動ヲシタノガ今ハ支払ヲ為サズ要求ヲ為サズノ消極手段ヲ執リ地主ノ積極的発動ヲ俟ツノ状態デアリマス。<sup>(41)</sup>

④ 京都府小作官の発言

ソシテ手段ハ極メテ陰性デ既往ニ比シ変化著シク結局内部デハ上手ニ堅固ニ結束シ確采トシテ地主ニ對抗スル一方、地主モ直チニ

承諾シナイ關係カラ小作人ハ小作料ヲ納メヌタメ爭議ハ長引クノデアリマス。昔ハ一二月ニ表面化シタ爭議ハ今日デハ翌年ノ一、二月頃カ遅イノハ三月ニナツテ初メテ表面化スルノデアリマス。……、コノ手段ノ陰性化ノ為ニ報告モナク注意シテイテモ早期ニ之ヲ知り難イノデアリマス。<sup>(42)</sup>

⑥ 茨城県小作官の發言

斯様ナ訳デ爭議モ漸々妥協的ニナリ且農村非常時熱ノ強イ為昨年（一九三三年—庄司）ノ如キ近年來ノ早敝時ニ於テモ小作人ノ強力ナル團結ハ減少シ村全体ニ亘ルヤウナモノハ少クナツタノデアリマス。ソシテ著シク紛糾スル事件ハ減リ多クハ町村農會總代会ノ召集ヲ求メ大体ノ骨子ヲキメテ貰ツテ（最高五割、最低二割、普通三割ト云フ程度ノモノ）ソノ外ノ細カイ処ハ個人的ニ解決スル傾向ニナツタノデアリマス。<sup>(43)</sup>

⑥ 鳥取県小作官の發言。

小作人ノ爭議手段ハ暴動的ノモノヲ避ケル様ニナリ団体爭議デモ代表者ヲ選ンデ交渉スルトカ個人デモ当事者間ダケデ折衝スル傾向ヲ有シ穩健ナモノデアリマス。減額要求デモ二割減ヲ求メルニハ八割乃至六、七割ヲ納入シテ居ル状態デ之等ハ手段ノ穩健ナルコトノ表徴デアルト信ジマス。解決ニ當ツテハ小作人モ有力者トカ小作官ニ依頼スル妥協的傾向ヲ生ジツ、アリマス。<sup>(44)</sup>

(2)次に、不況・恐慌の影響は、農民組合に対する小作農民の関心を弱化させ、あるいはそれからの離反を助長し、その統一の行動を困難化したという点。

⑦ 大阪府小作官の發言

農民組合モ今日ハ昔ノ勢力ヲ失ヒマシタ上ニ農民も之ヲ信頼セヌコトハ一般的デアリマスガ、此ノ情勢ハ大阪モ同様デアリマス。故ニ小作人ヲ統一シテ其ノ合理的要求ヲ貫徹スルコトハ組合法ナキ今日ニ於テハ甚ダ之ヲ為シ難イノデアリマス。<sup>(45)</sup>

⑧ 茨城県小作官の發言。

幹部ノ喪失ト農民ノ支持ガ少クナツタノトニヨリ益々組合ノ影ハ薄クナツタ反面ニ右翼団体ハ愛郷塾幹部ガ中心トナリ五万人余ノ

署名ヲ得テ肥料資金貸与及飯米無償払下ヲ要望シテ政府ニ歎願スル等ソノ勢力増大シ一般ノ思想ハ漸次右翼ニ転向シツツアルタメ農民組合ニ加盟シテイタ小作人モ組合ノ下ニ抗争スルノハ損ダト考ヘル様ニナリ……<sup>(46)</sup>

⑨ 京都府小作官の発言

争議手段ナル方法モ変化多ク従前ハ組合ニ頼リ組合へ加入シ单独組合モ本部ニ依頼シ連絡シテヤツタノガ、最近ハ单独デ本部ヤ支部トノ連絡ハナイノデアリマス。<sup>(47)</sup>

⑩ 山梨県小作官の発言

小作人組合ハ最近ノ不況、満州事変ノ影響、組合ノ内訂等ヲ原因トシ、昭和五年ヲ最盛期トシテ爾後漸減ノ途ヲ辿リ、(中略)。单独組合ニ関シテハ平常ニ於テハ活動ハナイ。一般ニ農民組合ニ対スル不信ガ高マリツツアツテ為ニ組合員デアリナガラ農民組合員ト云ハズシテ農事組合、農業組合等ノ名称ヲ用ヒヤウトスル傾向ガアル。<sup>(48)</sup>

⑪ 秋田県小作官の発言

農民運動ハ非常時ノ影響ヲ受ケテ旗色悪ク全農、日農、会議派共注目スベキ活動ガナイ。斯クノ如キ状態ハ面白クナイ点ガアルノデ反省ヲ与ヘツツアル程デアル。(中略)。最近悪ニ三百ガ農民組合頽勢ノ隙ニ跋扈スル傾向ガアリマス。又小作人ハ最近軍部関係ヲ利用スルモノ多ク、銃後ノ人ヲ保護スル意味デ憲兵隊等ニ陳情スルモノガ多イ。此ノ状態ハ反面危険ト云フベク、農村ニ指導權ヲ把握シ得ザルハ危険デアルカラ、有力ナ既設団体ガ小作問題ニ積極的関与ヲナス様勸メテイル。<sup>(49)</sup>

〔三〕 そこで最後に、本稿で最も重要な問題である、恐慌期におけるこうした小作農民の動きを最奥から規定した要因がいったい何であつたかを考察しておかなければならない。まず考えられることは、恐慌期によって労働市場が縮小し、ために小作農民が土地へのしがみつきを強め、地主の反撃をおそれて小作料減免に向けての闘いにも消極化せざるをえなかつた、という点である。小作争議に限らずどの種の大衆の運動でも、不況・恐慌期には闘いを困難化する

客観的条件は強まるわけであり、小作争議に即していへばさしあたりこうした説明が可能なのであるが、しかしそれは決して充分な説明とはいえない。中間・後進地域はともかく、「地主攻勢的」条件も著しく弱められていた先進地域の事態がこれでは充分説明がつかないし、また、具体的にいへば、②の群馬県、③の茨城県、そして④の京都府の例、つまり小作料減免の強い要求をもっているにもかかわらず、なかなか行動にうつらないで、地主が仕掛けてきたらそれに対抗していくという小作農民の姿勢、そして、⑥の鳥取県の例にあるように、要求実現の手段として小作料全額を未納にするのではなく、減免要求分だけを手元に残しておく、あとは支払うといった弱腰ぶり、さらには、現実の争議になってもできるだけ強硬な手段は避け、個別的交渉あるいは第三者へ依頼して争議の解決をはかるという小作農民の軟弱さは、地主の反撃に対する単なる恐れ（↓萎縮）だけに規定されていたとはちょっと考えにくいのである。そうした意味で注目されるのが、次の二つの報告である。

① 徳島県小作官の報告

以上ノ争議ハ何レモ大正十五年末迄ニ小作料相当減免、永小作地一括譲渡トナリテ解決シ之ト同時ニ地主、小作人組合ノ協調組合ニ転セシモノ多カリシカ其ノ斯ノ如キ結果ヲ得タルモノハ調停者及小作団体ノカ与ツテ大ナリトハ言ヘ地主ニ於テ大小ノ減免ヲ為シ得ヘキ余裕ノ存シタル結果ニ外ナラス然ルニ昭和二年以降農産物価ノ漸落ニ伴フ農村ノ不況、地主、自作農ノ土地利廻低下ニ伴ヒ小作団体ノ活動減シ系統農民組合ヲ脱スルモノ多キニ至リシカ一方地主ニアリテハ小作料収入ノ減少並ニ並ニ前途ニ於ケル小作争議ニ関スル不安等ヨリ小作地方針（？―庄司）ニ変化ヲ来シタル結果……昭和二年ニ於テ既ニ一転ノ傾向ヲ示シタリ。

昭和四年ニ入りテハ更ニ農村不況ナリシ為地主ノ収入状態ヲ知ル小作人ハ正当ナル検見以外ニハ進テ小作争議ニ出ツルモノ始ト無キニ至リ過去八年間以上ニ亘レル団体的小作争議モ一段落ヲ告ゲタル観ヲ呈セリ（傍点筆者）。

② 山梨県小作官の報告

従来ノ小作争議……ノ結果ハ著シク小作料ヲ低減セシメ一般ニ二割以上ノ減額トナリ争議ノ激甚ナリシ地方ニ在リテハ三割乃至五割ニ低減セラレ收穫高ニ対スル小作料ノ割合三割乃至四割程度ノモノ多ク地主小作人共現在ノ小作料ハ最低ナリト思惟スルモノ多クナルニ至リ農民組合幹部スラ「現在ノ小作料ハ最早引下ノ余地少シ」ト公言シ小作人ハ此ノ小作料ノ現状維持ニ努メ地主ハ機会アラハ増額ノ希望切ナルモノアリ反動的零意氣濃厚ナリト雖モ一般ノ社会<sup>(ソク)</sup>狀況ハ未タ全体的ニ小作料ヲ値上セシムル程度ニ進展セス。然レドモ低下セラレタル小作料ヲ以テシテハ地主ノ家計維持困難トナリ遂ニ争議ハ小作料減額ヨリモ土地ノ耕作權ニ付テノ争トナルニ至レリ。全国農民組合カ「小作料ハ支払フベシ但シ土地ハ吾等ノ生活ノ基礎ナルヲ以テ死守スベシ」ト指令スルニ至リタルハコノ間ノ事情ヲ推知シ得べく、又最近ノ争議件数ニ付テ見ルニ小作料關係ノ団体的争議次第ニ其数ヲ減シ地主ノ土地返還要求ニ基ク争議次第ニ増加シツ、アリ。<sup>(註)</sup>

このような内容の報告は、いまのところこの徳島・山梨両県以外にはみだしえない。が、こうした事態は、おそらく他の地域でも多かれ少なかれみられたものであろう。また、それは、地主が在村地主(部落内地主)であるかどうか、さらに耕作地主であるかどうか、といった事情によって微妙に異なってくると思われる。しかし、いずれにしても、恐慌によって自ら深刻な打撃をうけ、地主の高額小作料搾取に対する反発・不満を強めつつも、当の地主が同じように(ばあいによってはそれ以上に)困窮している状況のもとでは、現実的問題として、小作農民も要求を行動に結びつけていくことはなかなか難しいわけである。それは、地主に対する遠慮とっていいかもしれない。零細な地主が膨大に存在し、それらが恐慌下に農民とさして差のない経済状態に陥ったこと、ここに小作料減免に向けての小作農民の闘いが当該期に消極化・困難化した窮極の原因があったといえる。恐慌によって深化した階級矛盾は、かかる閉塞状況のもとで潜勢化・内攻化していくことになる。この点を限定的に理解すれば、零細地主というのは大部分在村地主と考えていいから、階級矛盾が村落共同体Ⅱ部落の内部に内攻していったということであろう。筆者は先に、

部落的結合は恐慌期にある面では強まった、と述べたが、それも、具体的にはこのような内容で理解されるべきなのである。

(22) 前掲、拙稿「戦前土地政策の歴史的性格」参照。

(23) 指摘するまでもなく、昭和恐慌期の農民運動は、単に小作争議としてだけでなく、一方では、電燈料・肥料代値下げ、税金延納、借金棒引などを要求した反独占・反権力闘争としても展開した。その点を決して無視するわけではないが、それも含めて恐慌期の農民運動の位置を全面的に確定する手始めの作業として、小作争議状況を明確化することがまず必要と考える。反独占・反権力闘争といっても、実際はフッシュ分子にうまく利用されただけである、といえ少しいすぎになるが、運動にそうした限界面があったことは否定しえないと思われる。そしてそれは、窮極的には対地主闘争のあり方に淵源していると考えざるを得ない。従って、このばあいも、単に運動が展開した事実のみを指摘してみても評価にはならないわけである。

(24) 中村、前掲書、第四章第二節、また森武磨「戦時下農村の構造変化」(『岩波講座日本歴史』20、一九七六年)。

(25) 中村、前掲書、二九六頁。もっとも中村氏にあっては、「養蚕型」は農業構造の型・地主制の型として提起されている。しかし、農業構造Ⅱ地主制の構造ではないのだから、地主制の型を農業構造の型と同列に並べていることがまず問題である。さらに、地主制に関する理論的問題としては、小作人の再生産がギリギリ可能となる水準にまで及んでいた地主の小作料搾取が、いかなる農民経営を基盤にしていたかは、戦前の小農経営の構造を前提にする限りさしあたりどうでもいい問題である。というよりも、地主的土地所有は、本来、さまざまな農家副業、複合的経営、そして単作地帯では比較的規模の大きい経営、さらには兼業等々による農家経済の補強を前提として成り立っていたといっている。農民経営が養蚕を組み込んでいたから「養蚕型」を設定するというのなら、それに順じて「副業型」「蔬菜型」「果樹型」「兼業型」とでもいった地主制の類型設定も可能はずである。しかし、そうした試みはいうまでもなく無意味である。農民経営のさまざまな形態は、戦前段階ではまだ、それ自体で地主・小作の関係内容を決して規定するものではなかったと思われるからである。農民経営に占める養蚕の位置は他の農作物とは違う、といってみてもこのばあい詮ないことである。もちろん、だからといって養蚕経営が農民的小商品生産の発展を飛躍的に推し進めたことまで否定するつもりはない。そして農民的小商品生産の発展が地主制にとって本文で述べる如き意味をもっていたことも事実である。しかし、それだけなら農民的小商品生産の発展というレベルで処理すればいい問題である。従ってまた、戦前農業に占める養蚕の位置が蔬菜や果樹とは次元的に違うというだけでは、農業構造の型としてならともかく、地主制の類型設定の根拠としては問題にならない、とやはりいわざるをえないわけである。

(26) 農民経営におけるいわゆる「C+V」の形成をもって小作争議の発生メカニズムを説いてみせたのは、いうまでもなく塚本三『日本農業問題の展開』上(一九七〇年)である。研究史的にいえば、それは、農民的小商品生産の発展といわれるもの内実を明確化したという意味で、栗原百寿氏らの水準からさらに理論的飛躍をとげたものといえる。けれども、氏の理解にも全く問題がなかったわけではない。さしあたり、貧農・半プロ層の位置づけ、あるいは小作争議後退の論理・メカニズムについての説明の曖昧さが具体的問題点として指摘できる。それは、小作争議の論理・要求基準が農村日雇賃水準に限界づけられていたことが、氏にあっては必ずしも明確になっていなかったためではないかと思われる。つまりは、氏の労働市場論のふまえ方にそもそも問題があったわけである。そのこととも関連してここで指摘しておきたい点は、大正末期の農業構造に関する氏の理解の不十分さである。氏のばあい、大正末期(とくに戦後恐慌を転機とする)における農業の不利化・困難化(農業日雇賃と米価の著しい乖離・農業の荒廃化・農作業の手抜き「土地利用率低下」普通農作の減退、反当労働日数減少)という事態が十分理解されていないのである。「C+V」形成論は、単なる農民的小商品生産の発展の内容説明に終ってはいらないと思う。農業の不利化・困難化に対する小作農民の「V」意識化、ここに大正末期における「C+V」形成の段階的特徴(それはまた小作争議の必然的契機)を見い出すべきである。それは、一般的にいえば、帝国主義段階における日本農業の問題ともいえるが、それ以上に大正中・末期の日本資本主義の構造(戦後の高度経済成長期にも比肩される)に規定されていた。小作争議は、ある意味ではかかる事態に対する小作農民層の防衛的対応であったともいえるわけである。以上の点について詳しくは、拙稿「小作争議と地主制の後退」

『土地制度史学』第八三号、一九七九年、および歴史学研究会近代史部会での筆者の報告「一九二〇年代小作争議の意識と限界について」(要旨「歴史学研究月報」NO二四二、一九八〇年二月、掲載)参照。

(27) さしあたり、「一九二〇年代小作争議の意識と限界について」の報告要旨参照。

(28) 大正末期の米価を高米価とし、それを小作争議発生条件として重要視するのは、いうまでもなく西田美昭「小農経営の発展と小作争議」『土地制度史学』第三八号、一九六八年)である。それは、小作争議を地主的土地所有と農民的小商品生産の発展の対抗としてしかみない議論の極致を示しているが、本稿の立場からすれば全く納得しえないものである。農民的小商品生産の発展が内容的に理解されていないからであるが、さらにいえば、そのレベルの理解に止まる限り、注26で述べた如き大正末期の農業構造の段階的特徴が全く明らかにならないから問題はより深刻なのである。

(29) とはいっても、本稿では、労働市場の展開度について地域区分することはできない。争議発生状況の地域性の根拠を明示する意味で、それはどうしても必要な作業であるが、後日を期したい。ただ、以下の分析結果は、単なる印象であるが各地域の労働市場の展開度の差を無視しては理解しえないと思われる。

(30) さしあたり、拙稿「戦前土地政策の歴史的 성격」参照。

- (31) かかる呼称を用いたのは、争議発生の際に、労働市場の拡大深化にあることを意識してのことである。
- (32) 拙稿「戦前土地政策の歴史的 성격」参照。
- (33) 以下の叙述については、前掲、拙稿「小作争議と地主制の後退」、および拙稿「近畿先進農業地域における後退期地主制の構造」(国土制度史学)第八九号、一九八〇年)参照。
- (34) (35) (36) (38) 拙稿「戦前土地政策の歴史的 성격」参照。
- (37) 従って、近畿の大正末期における争議の論理とは全体的にやや違っている。これらの個々の争議の発生メカニズムはそれゆえ、「C+V」の形成論では説明できない。いかなる説明を加えるかは今後の課題といはれないが、だからといって、この状況が「C+V」の形成論の破綻を意味しているかといえは決してそうではない。全体的な争議発生状況の問題にしたばあい、後進地域では、労働市場の展開の微弱さに対応して、小作農民の「V」意識化を前提とするような争議発生条件の形成はまだ限定的でしかなかったことが、逆にそこには示唆されているからである。この点を無視して、後進地域における昭和期の状況が、先進地域の大正末期の状況に比定できるといった安易な理解は、前者の一般的傾向を問題にするのであれば、誠に慎まなければならないのである。
- (39) 農林省農務局『第八回地方小作官会議ニ於ケル諮問事項ニ対スル答申要録』(以下『第八回答申要録』と略記する)一九三四年、三三九頁。
- (40) 農林省農務局『第九回地方小作官会議録』一九三五年、五五頁。
- (41) 前掲『第八回答申要録』三三頁。
- (42) 『第八回地方小作官会議録』一九三四年、三六頁。
- (43) 同右、二八頁。
- (44) 同右、三七頁。
- (45) 同右、二二―二三頁。
- (46) 同右、二八頁。
- (47) 同右、三五―三六頁。
- (48) 同右、六七頁。
- (49) 同右、七六頁。
- (50) 前掲『第八回答申要録』三六五頁。
- (51) 同右、一四二頁。



#### 四 総括と展望

〔一〕 恐慌に対する経営対応として農民層が小農組織の設立に積極化し、折から本格化した国家の農村・農民に対する組織化の受容容盤を形成していったこと、さらにそのことを通して戦争・ファシズム体制に易々と組み込まれたばかりか、むしろそれに積極的な同調・支持さえ与えていったこと、この点を、昭和恐慌期に小作農民層が直面していた問題から明らかにすることが本稿の課題であった。そこで、本稿でとくに注目したことは、恐慌によって階級矛盾が深化したにもかかわらず、それが、ほかならぬ在村小地主（しかも深刻な経済的打撃をうけた）との間の矛盾としてあったために内攻化していかざるをえなかったという事情である。こうした階級矛盾の内攻化⇨閉塞状況が逆に叙上の如き農民層の行動のバネになったと理解されるわけである。<sup>(6)</sup>

このことは、国家の農村・農民の組織化・統合もはや伝統的な方式では不可能になったことを意味している。恐慌の打撃、争議の困難化によって弾みがついた農民層のエネルギー（それは反体制エネルギーへの転化の可能性を常に含んでいた）を体制内での発散に押し止めておく制御装置が必要となった。昭和恐慌以降の産業組合政策の段階性も、階級矛盾・対抗のあり方に即せばかかる内容で理解すべきである。単なる村落共同体⇨部落秩序には包摂しきれない農民層のエネルギーの制御、といった新たな組織化・統合の原理がそこにははたらいっているのである。村落共同体を組織基盤にしているからといって、単なる村落共同体の再編<sup>(7)</sup>とはいえない所以である。もちろん、だからといって、かかる国家の政策的対応が原理的に現実の地主小作関係に何ら変更を迫るものでなかったことも自明であらう。産業組合政策の基盤、つまり農民層の集団的な経営対応は、一面では対地主闘争のゆきづまりによって促進されてもいたわ

けであるから、むしろそもそも地主小作関係の修正を回避したところにその運動としての原理的特徴があった、というべきなのである。

すでに明らかにしているように、在村小地主のぶ厚い存在、そしてそれが恐慌にともない争議（とくに土地争議）の当事者として立ち現われたことは、恐慌期に国家の統治機能が「麻痺」（体制的「危機」の先鋭化）する決定的な条件となった。ところが、まさに同じ事情が、他方では小作農民の闘いにも阻止的に作用したのである。かくして、昭和恐慌を転機に支配する側も、支配される側もこぞって戦争・ファシズム体制に突き進んでいくことになった。

〔二〕ところで、本稿ではもっぱら争議の発生状況について検討してきた。個別争議の性格規定に関する議論が中心であった従来の研究に対して、まずその前に全体的な争議状況が明らかにされなければならないと考えたからである。争議の個別研究が要らないというのではもちろんない。それどころか、議論の細部の詰めは結局、個別研究によるほかはないと考えるものである。ただ、本稿の分析を前提にする限り、そのばあいも新たな問題設定が必要になると思う。では、具体的にいかなる分析視角<sup>II</sup>見通しをもつことが可能か。最後に、この点について若干考察してきた。

第一に、いわゆる「C+V」の形成論との関連で恐慌期の争議をいかに理解するかという点について。これは、争議主体の階層性に関係した問題でもある。断わるまでもなく、恐慌というのは、ある面では経済的法則の攪乱を意味する。恐慌によって階級矛盾が深化しながら内攻化せざるをえないという事情も、そうした例の一つと考えていい。それは、単純な経済主義的割り切りを許さないのである。とはいっても、最低次のことだけは指摘できると思う。すなわち、恐慌の打撃は、基本的に、階層差を問わず小作農民の地主に対する反発・不満を強めたと理解して間違いない。

その意味で、階級矛盾は全般化したといえるが、争議が非常に困難化していた以上、現実の行動への決起は、当然のことながら階級矛盾の内容的差異に応じて階層差をもたざるをえない。<sup>(54)</sup>

とくに重要なことは、恐慌↓労働市場の縮小がそれぞれの階層に対してもった意味である。まず、専業農家⇨中農層のばあい、それは農業の不利化意識を相対的に緩和する方向に作用するであろう。一方で地主に反発しつつも、まだ生活の切り詰め↓恐慌の克服が何とか可能なこともあって、大正末期に比べると地主との対決姿勢は弱いものとなる。前述のように、昭和恐慌を境に争議規模は著しく縮小するが、おそらくそれは、主として争議に対する中農層、とりわけその上層部分の消極化によってもたらされたと推定しうる。周知のように、この層は大正末期の争議では主導的役割をはたしていた。ところが、恐慌期にはこうして、集団的な経営対応の積極的な推進者に転身していくではなからうか。これに対して、貧農・半プロ層はどうか。労働市場の縮小は、この層にあっては、兼業収入↓飯米(生活必需品)購入という再生産メカニズムの破綻を意味する。従って、飯米確保の要求が熾烈化し、貧農・半プロ層はギリギリの生存をかけて争議に決起していくことになる。自らの生存が脅かされている以上、地主の経済状態を「思いやる」余裕などこの層には残されていないのである。その争議に対する論理は文字どおり「生活防衛」の論理であった。

恐慌期の争議の担い手は貧農層であったのか否か。いうまでもなく、最近の研究<sup>(55)</sup>の中心的争点であるが、端的に言って、こうした二者択一的論議はあまり意味があるとは思えない。なるほど恐慌を転機として土地争議が急増するという変化はあった。しかし、それは、ある意味では地主から仕掛けられた争議であって、小作料関係争議に限ったばあい、大正末期と昭和恐慌期で構造が一変したとは少し考えにくいからである。一方で貧農・半プロ層がかなり広範

に結集するようになり、他方で上層部分を中心に中農層がそれ以上に争議に消極化していったとしても、依然として争議は中農層的なものであった、と理解しておきたい。①大正末期から恐慌期にかけて争議主体の階層性が下降したこと、従って、②恐慌期の争議は、中農下層、貧農・半プロ層のやむにやまれぬ闘いという性格を強くもつに至ったこと、そして、③そのことは、経済的破綻に瀕した在农村小地主に対して敵対せざるをえないという事情とあいまって、国家の争議調停を一層難しくしたこと。争議主体の問題に関してはさしあたり以上の三点が確認されていれればいいわけである。

〔三〕 争議主体について以上のように理解できるとすれば、では、それによって争議はいかなる展開・帰結を示すのか。そこに大正末期の争議と違った何か特徴は見出しうるのか。むしろ問題はこの点にある。そこで、前掲第3表を参照されたい。ここで指摘したい点は、以下の三点である。第一に、一九二八年から三一年にかけては、単独組合の組合員数は少なくない府県（先進地域では岐阜・京都・和歌山の三府県、中間地域Ⅰでは鳥取・香川・福岡の三県、中間地域Ⅱでは石川・福井の二県）で減少しているが、系統組合の組合員数は、先進地域の岐阜・和歌山両県を除けばほとんど減少していない。ところが、第二に、昭和恐慌期に該当する三一年から三五年にかけては、単独組合はもろろんのこと、系統組合の組合員数も軒並み減少していることである。ただ、第三に、こうした組合員数の減少には地域差があった。大づかみにいえば、中間地域Ⅰの諸県が、系統組合、単独組合とも組合員を最も激しく減少させていた。先進地域のばあい、系統組合の組合員数の減少は中間地域Ⅰに比べると全体的にゆるやかであり、また注目すべきことに、単独組合の組合員数はほとんど減少していない。後進地域では、秋田・山形・栃木・群馬などの諸県でやはり系統組合の組合員数が減少しているが、一部には系統組合、単独組合の組合員数を増加させている県もあったりして、

第6表 小作争議における大衆動員件数 (単位：件)

府県名		年次		1930	31	32	33	34	35	計
		1930	31							
先進地域	岐阜	2	2	2	8	1	—	—	15	
	愛知	2	—	3	2	4	—	—	11	
	京都	7	—	—	1	53	1	—	62	
	大阪	20	17	12	25	5	6	—	85	
	兵庫	5	15	16	9	82	10	—	137	
	奈良	4	26	8	5	—	2	—	45	
	和歌山	—	14	10	5	—	—	—	29	
中間地域Ⅰ	埼玉	—	52	15	2	11	1	—	81	
	新潟	92	75	294	170	154	53	—	838	
	富山	3	—	26	—	—	3	—	32	
	山梨	35	90	—	9	5	3	—	142	
	長野	—	9	35	1	—	—	—	45	
	三重	3	17	16	—	—	—	—	36	
	滋賀	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鳥取	4	5	22	1	—	1	—	33	
	島根	—	—	1	—	—	—	—	1	
	岡山	3	3	37	58	130	10	—	241	
中間地域Ⅱ	徳島	—	6	2	7	6	—	—	21	
	香川	—	—	—	—	—	—	—	—	
	福岡	7	24	30	48	5	25	—	139	
	鹿児島	—	2	6	—	—	—	—	8	
	千葉	14	27	41	13	10	2	—	107	
	東京	—	—	—	—	—	—	—	—	
	神奈川	—	1	1	—	1	—	—	3	
	石川	—	—	—	—	—	—	—	—	
	福井	—	—	—	—	—	—	—	—	
	静岡	7	6	5	2	—	—	—	20	
後進地域	広島	—	—	—	—	2	—	—	2	
	岡山	—	—	3	—	—	—	—	3	
	山口	2	1	18	1	—	—	—	22	
	愛媛	—	2	43	20	9	—	—	74	
	高知	1	7	—	—	—	1	—	9	
	佐賀	—	—	—	—	—	—	—	—	
	長崎	—	—	—	—	—	—	—	—	
	熊本	53	1	1	—	—	—	—	55	
	大宮	4	—	—	—	—	—	—	4	
	青森	7	—	—	—	—	—	—	7	
後進地域	森手	52	75	8	1	2	3	—	141	
	岩手	—	—	—	—	—	—	—	—	
	宮城	—	44	38	20	17	4	—	123	
	秋田	29	72	91	23	21	3	—	239	
	山形	52	115	20	1	6	3	—	197	
	福島	—	6	1	7	6	2	—	22	
	茨城	3	23	—	25	7	4	—	62	
	栃木	5	18	65	60	21	9	—	178	
	群馬	1	11	17	7	—	—	—	36	

(注) 各年『社会運動の状況』より作成。

全体的に減少もゆるやかなものとなっている。これはいうまでもなく、当該期間に結成された組合が減少を相殺したからにはかならない。

恐慌期における争議の展開・帰趨の一特徴はこのように、組合の分裂・解体にあった。大正末期の争議が農民組合のいわゆる「眠り込み」によって終息していくのと、それはやはり顕著な対照をなしていた。地主の非妥協的姿勢にあつて農民組合が押しつぶされたということであろう。なお、この点に関しては、第6表にも注目しておきたい。同表は、昭和恐慌期の争議における大衆動員の件数を府県別に示したものである。これによると、大衆動員の件数は、新潟・山梨・岡山・福岡などの中間地域Ⅰ、および後進地域の諸県で多く、先進地域の諸府県ではそれらに比べると全体的にむしろ少ない。また、中間地域Ⅱの諸県では大衆動員はほとんどないといつていい。こうした地域差が、すでにみたそれぞれの地域の争議発生状況、および争議の内容に対応したものであることは指摘するまでもない。争議の「暴動化」は、決して小作農民の「攻勢」ではなく、むしろ逆に闘いの困難性を示しているのである。この点を前提にすれば、中間地域Ⅰの諸県で農民組合の分裂・解体が顕著であつた理由も自ずと明らかであろう。

こうして現実の闘い自体も困難化するなかで、貧農・半プロ層の闘いへの参画はいかなる意味をもつていたのか。果して小作側の足腰を強くするものであつたのかどうか。総じて農民組合の分裂・解体の論理とメカニズム。そして、生活防衛のためにやむにやまれず起ち上がった小作農民が、このように地主の反撃にあつて押しつぶされたというなら、国家権力あるいは地主によってその体制内化はいかなるかたちで図られたのか。そもそもかかる層の体制内化はとくに必要でなかつたということか。そうであるならその理由はいつたい何か。これらの点を明確化すること、恐慌下争議の個別研究の課題は、どうもこのあたりにありそうである。

(51) この点は、次のような小作官の発言・報告からもうかがうことができる。「最近ニ於テ団体争議ガ個人的ノモノニナリツツアルコトガ著

シク現レテ来マシタガ、之ハ小作料分配ニ関スル組合ノ態度ガ消極的トナリ且組合ハ自力更生ニヨル生産方面ニ力ヲ移シ自作農組合ヤ生産組合ノ設立ニ力ヲ注イデ来タノガソノ原因デアリマス」(鳥取県——前掲『第八回地方小作官会議録』三六頁)。「農民運動モ之ヲ結果ヨリ観レバ現状打破ニ着手シテ幾何モナクシテ這般ノ不況ニ逢着セル為小作事情改善ニ必要ナル事項ノ解決ハ一切行ハレズ却ツ当初運動ト反対ノ結果ニ苦シム矛盾セル現象ヲ呈セリ。要之本眞現下ノ農業事情ハ各方面ヲ通シ頗ル憂慮スベキ状態ニアリ地主ハ即ニ其ノ財力ト共ニ指導的地位ヲ失脚シ大衆指導者ニ何等非常時ニ対スル指導權ヲ有セザルモノト云フベク此ノ内在的の不安ハ一層農村民心ヲ萎靡退却セシムルモノト謂フベシ。只僅ニ小作事情ヨリ観テ喜ブベキ傾向ハ地主小作人共ニ漸次小作問題ニ対スル認識ト態度ヲ改メ該問題ガ両者間ノ交渉ニ於テハ根本的解決ノ至難ナルヲ自覚シ負債問題米価問題対金融機關ノ問題等地主小作人共同ノ重圧ニ処スル為メ所謂温情主義ニ非ザル新ナル協同運動ノ台頭トナリ、経済更生運動産業組合拡充運動等ニ於テ小作問題ガ従来ノ特殊的存在ヲ離レ全農村経済運動ノ基礎的問題トシテ取扱ハレルニ至レリ」(秋田県——前掲『第八回答申要録』八二頁)。

(53) 指摘するまでもなく、こうした議論の代表は、石田雄『近代日本政治構造の研究』(一九五六年)である。

(54) 争議主体の階層性については、今後さらに個別研究によって明らかにしていくはかないが、一般的傾向を指摘したものとして猪俣津南雄の、実地調査をふまえた次のような発言を十分注目しておいてよい。「同じ小作料減免の運動にしても、前と今(大正末期と昭和恐慌期——庄司)では意味合ひが違つてきた。前は、減免によつて、いくらかでも暮し向きを楽にした、といふところに貧農の要求の重点があつた。今は、どうしてそれしきのことではない。三百八十万の貧農が飯米不足に当面するに至つた今日では、どうしても足らぬ飯米を少しでも多くしたい、——それが重点になつてきた」(踏査報告・窮乏の農村一九三四年、四二五頁〔ただし頁数は『昭和前期農政経済名著集1』農村文化協会のもの)。「暮し向きを楽にすることが中心問題だつた時分には、三割減によつて浮かぶ米俵の数の多い者ほど、大きな利害關係を減免闘争に持つてゐた。その時分にはまた下層貧農は日傭稼ぎの口もあり、労賃収入もかなりあつて、米も買へたから、四俵や五俵の飯米のことを今ほど問題にしないですんだ。だが、それが殆ど駄目になつた現在では、自分の取つた米の中からなんとかして飯米を残すより外はない。従つて、現在では、減免によつて米俵の量は少なくても、その意味するものゝ質から見ても、貧農下層こそ減免闘争の最大の利害關係者だ」(同上、四二六頁)。「最も注目すべきことの一つに思われたのは、貧農の下層の台頭進出であつた。新たに組織される組合支部、乃至は一度『睡眠状態』に陥つて最近又動き出した組合支部、そういふところでは貧農の中でもむしろ『下の方』が組合に入つてくる。大正の末期まで続いた農民運動の第一の浪の時はその反対であつた。率先組合に参加したのは貧農の『上の方』であつた。その頃はまた彼等先頭に全村の貧農がどつと一度に入つてきた。今度はそうではない。比較的少数の者が入つてきて、それからぼつぼつ殖えていく。前の活動分子は中農の下層や貧農の上層から出たが、今度はもつと下の方から出る。この新しい傾向は、近畿にも中国にも東海にも東

北各地にも見られた」(同上、四二四頁)。

(55) なお念のためにいえば、貧農・半プロ層が恐慌下争議の担い手であった点については、酒井淳一・中村政則・林有一氏らによってよく強調されているが、その議論の内容は本稿の立場と全く違うのである。氏らのばあい、あくまでも恐慌期に争議が「革命化」したという筋で議論されている。争議の発生契機として小作農民層の全般的落層を強調すること、つまり中農層がもはや中農層たりえず貧農化して争議に決起するという点を指摘するのもそのためである。ある意味では単純な「窮乏化」論——景気の変動によってその都度階層規定が変わるという理解自体すでに理論的には問題があるが——といいが、残念ながら、事実はこの議論が想定したようにはなっていない。貧農・半プロ層が新たに争議に加わってきながら、争議の規模が大正末期から大きく縮小していることは、単純に考えれば、それ以上に中農層が争議の隊列から離脱していったと理解するほかない。酒井氏らの議論ではこの点が全く説明できないのである。

〔付記〕

(1) 本稿の脱稿とほぼ同時に、暉峻来三「昭和恐慌期の農民運動」(磯野誠一他編『社会変動と法』一九八一年)が出た。単に小作争議だけでなく、恐慌期の農民運動全体について暉峻氏がはじめて本格的な議論を展開されたものであり、そしてその論調は以前とは若干変化してきているように思われるが、遺憾ながら本稿では取り上げることができなかった。別の機会に検討させていただきたいと思う。

(2) なお、京都大学大学院生・坂根嘉弘氏には、本稿脱稿後一読していただきコメントをお願いした。氏のコメントは、論文の体裁上の問題から内容、字句の適合、誤字・脱字の指摘に至るまで実に詳細なものであった。時間的制約もあってそれらを十分に生かすことはできなかったが、筆者にとっては大変有難かった。記して氏の御好意に感謝する次第である。